

専用の用紙で提出いただく次の様式等は、このデータファイルでは省略しています。

- ・ 受験申込書
- ・ 受験手数料振替払込受付証明書貼付用紙
- ・ 5 連式払込用紙
- ・ 受験用写真等確認票
- ・ 送付用封筒

※ 受験を希望する方は、受験の申し込みに必要な書類（第 20 回精神保健福祉士国家試験『受験の手引』）をこのホームページの「受験申し込み手続き」のページの「『受験の手引』の請求方法」をご覧になり請求してください。
『受験の手引』は無償で配付しています。

※第21回(平成30年度)精神保健福祉士国家試験の

『受験の手引』は平成30年8月上旬以降に公開する予定です。

重要！合格発表まで大切に保管してください

第20回 精神保健福祉士国家試験

『受験の手引』

(受験申し込みをされる方は、この手引をよく読んで申込手続きをしてください)

受験申込 受付期間	平成29年 9月 7日(木)から 平成29年10月 6日(金)まで(消印有効) 〔10月7日(土)以降の消印のあるものは、受け付けません〕
受 験 票	平成29年12月 8日(金) 発送
試 験 日	平成30年2月3日(土)・4日(日)
合 格 発 表	平成30年3月15日(木) 14時

厚生労働大臣指定試験機関・指定登録機関

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

<http://www.sssc.or.jp/>



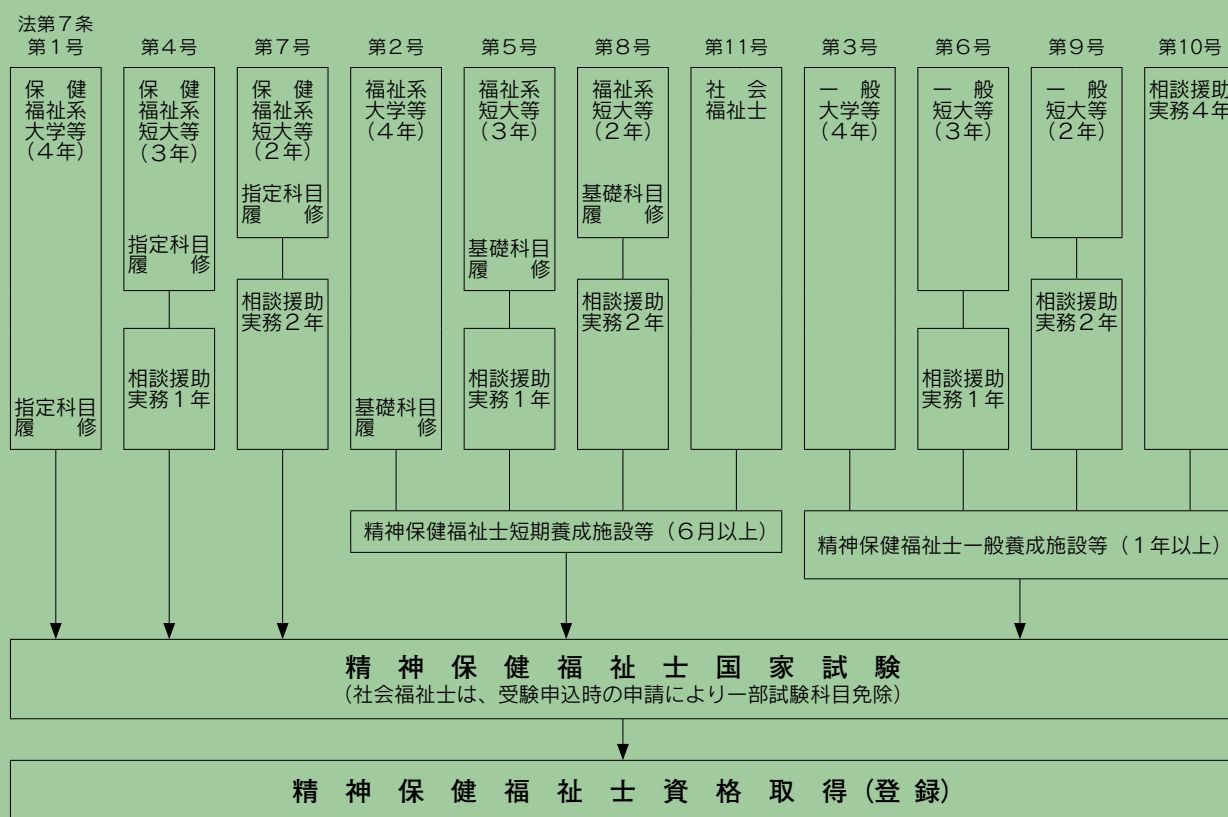
はじめに

精神保健福祉士の資格は、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）による国家資格です。

精神保健福祉士は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うこと（以下「相談援助」といいます）を業とする者で、一定の受験資格を有する者が、国家試験を受験し、これに合格した者が所定の登録を受けることにより、精神保健福祉士の資格を取得することができるものです。

精神保健福祉士国家試験は、精神保健福祉士として必要な知識及び技能について筆記試験の方法により行います。

精神保健福祉士資格取得ルート図



※「5年以上の実務経験者で、厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者」（法附則第2条）の受験資格は、第5回試験（平成15年3月31日）で終了しました。この受験資格では第6回以降の試験は受けることができません。

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター（以下「試験センター」といいます）は、厚生労働大臣の指定を受けた指定試験機関・指定登録機関として、厚生労働大臣に代わって精神保健福祉士国家試験の実施及び登録の事務を行っています。

受験申し込みに必要な書類等

次のいずれかに該当する区分で受験申し込みをしてください。

- 区分1** …大学等「指定科目」
大学、大学院または4年制専門学校で「指定科目」を修めて卒業（修了）した方
- 区分2** …短大等「指定科目」（3年制）＋実務経験（1年以上）
3年制短期大学等で「指定科目」を修めて卒業した後、指定施設において相談援助業務の実務経験が1年以上ある方
- 区分3** …短大等「指定科目」（2年制）＋実務経験（2年以上）
2年制短期大学等で「指定科目」を修めて卒業した後、指定施設において相談援助業務の実務経験が2年以上ある方
- 区分4** …短期養成施設、一般養成施設
精神保健福祉士短期養成施設、一般養成施設を卒業（修了）した方
- 区分5** …過去に受験票が交付され、受験資格が確定している方
第19回以前の精神保健福祉士国家試験で受験票を受け取った方で、次の①または②のいずれかに該当する方が、**区分5**に該当します。
① 受験票の受験資格欄が「受験資格確定」である方
② 受験票の受験資格欄が「受験資格見込」で、指定した期日までに確定した証明書（卒業証明書、実務経験証明書等）を提出し、受験資格が確定している方
※ 該当しない方は、**区分1**～**区分4**で申し込んでください。

11・12
ページ参照

○ 提出書類一覧

※ 該当する受験申込区分ごとに提出書類一覧を縦に見て、「○」がついている書類が必要となります。
必要な書類が提出されない場合は、受験申し込みを受け付けできません。

受験申込区分 提出書類		区分1	区分2 区分3	区分4	区分5	記入例	様式
		↓	↓	↓	↓	↓	↓
①	受験申込書	○	○	○	○	28ページ	別紙
②	受験手数料振替払込受付証明書 貼付用紙	○	○	○	○	30ページ	別紙
③	受験用写真等確認票	○	○	○	○	32ページ	別紙
④	卒業（修了）（見込）証明書			○			
⑤	卒業（見込）証明書・指定科目履修 （見込）証明書（成績証明書不可）	○	○			34ページ	43・45・ 47・49 ページ
⑥	実務経験証明書 （兼 実務経験見込証明書）		○			36ページ	51・53 ページ
⑦	受験資格確定済申出書				○	38ページ	55ページ
⑧	社会福祉士登録証の写し または、社会福祉士登録済申出書 （B4版の登録証の場合は、A4版に縮小した写し）	（社会福祉士であって試験科目の免除を 申請する場合に限り必要）				※手続中の方は 57ページ	
⑨	戸籍抄本（戸籍の個人事項証明書） （※外国の国籍の方は、住民票）	（結婚等により受験申込書と証明書等の 氏名が異なっている場合に限り必要）				※戸籍抄本は、本 籍地のある市区 町村が交付	

目 次

I 試験の概要

1	試験日時と試験科目	4
2	試験地と試験会場	4
3	「精神保健福祉士国家試験」と「社会福祉士国家試験」の同時受験の日程等	5
4	受験申し込みと受験手数料	5
5	試験科目（共通科目）の免除申請	6
6	障害のある方等の受験上の配慮申請	6
7	合格基準	7
8	『出題基準・合格基準』	7
9	受験申し込み後の注意事項	8
10	試験当日の注意事項	10

II 受験資格と受験申込区分

1	受験資格と受験申込区分	11
2	指定科目 区分1・区分2・区分3	13
	学校コード番号表	
	(1) 大学、大学院学校コード 区分1	15
	(2) 短大、専門学校、養成施設等学校コード	
	区分1・区分2・区分3・区分4	18
3	実務経験 区分2・区分3	22
	実務経験コード番号表	
	(1) 法人格コード 区分2・区分3	22
	(2) 施設・職種コード 区分2・区分3	23

Ⅲ 提出書類と記入要領

1	記入上の注意	27
2	提出書類と記入要領	
(1)	すべての受験申込者が提出するもの	
①	受験申込書	28
②	受験手数料振替払込受付証明書貼付用紙	30
③	受験用写真等確認票	32
④	送付用封筒	33
(2)	区分1・区分2・区分3の受験申込者が提出するもの	
・	卒業（見込）証明書・指定科目履修（見込）証明書	34
(3)	区分2・区分3の受験申込者が提出するもの	
・	実務経験証明書（兼 実務経験見込証明書）	36
(4)	区分5の受験申込者が提出するもの	
・	受験資格確定済申出書	38

Ⅳ 資 料

精神保健福祉士国家試験関係法令	39
-----------------	----

Ⅴ 様 式

1	卒業（見込）証明書・指定科目履修（見込）証明書 区分1・区分2・区分3	
・	平成24年4月入学者から適用の指定科目（精神保健福祉援助演習（基礎）履修者用）	43
・	平成24年4月入学者から適用の指定科目（精神保健福祉援助演習（基礎）免除者用）	45
・	平成21年4月から平成24年3月までの入学者に適用の指定科目	47
・	平成21年3月までの入学者に適用の指定科目	49
2	実務経験証明書（兼 実務経験見込証明書）（2枚） 区分2・区分3	51
3	受験資格確定済申出書 区分5	55
4	社会福祉士登録済申出書	57
5	受験申込書記載事項変更届	59

I 試験の概要

1 試験日時と試験科目

試験日	平成30年2月3日(土)	平成30年2月4日(日)
	午後 (専門科目)	午前 (社会福祉士との共通科目)
試験時間	13時30分～15時50分 ○弱視等受験者(1.3倍) 13時30分～16時35分 ○点字等受験者(1.5倍) 13時30分～17時00分	10時00分～12時15分 ○弱視等受験者(1.3倍) 10時00分～13時00分 ○点字等受験者(1.5倍) 10時00分～13時25分
弱視等受験者(1.3倍)、点字等受験者(1.5倍)の試験時間は、「障害のある方等の受験上の配慮」が認められた場合の時間です(別途、申請が必要です。6ページ参照)。		
試験科目	① 精神疾患とその治療 ② 精神保健の課題と支援 ③ 精神保健福祉相談援助の基盤 ④ 精神保健福祉の理論と相談援助の展開 ⑤ 精神保健福祉に関する制度とサービス ⑥ 精神障害者の生活支援システム	⑦ 人体の構造と機能及び疾病 ⑧ 心理学理論と心理的支援 ⑨ 社会理論と社会システム ⑩ 現代社会と福祉 ⑪ 地域福祉の理論と方法 ⑫ 福祉行財政と福祉計画 ⑬ 社会保障 ⑭ 障害者に対する支援と障害者自立支援制度 ⑮ 低所得者に対する支援と生活保護制度 ⑯ 保健医療サービス ⑰ 権利擁護と成年後見制度
・出題数は163問です(出題基準については、7ページ参照)。 ・出題形式は五肢択一を基本とする多肢選択形式です。 ・問題用紙はA4版です。		

2 試験地と試験会場

試験地 (7試験地)	北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県
a 試験地の選択忘れがある場合は、試験センターが現住所で判断し、試験地を決めます。 b 申し込み時に希望した「希望試験地」の変更はできません(8ページ③参照)。 c <u>1試験地に受験者が集中し、受け入れができない場合は、試験センターで他の試験地への振り替えを行う場合があります。</u>	
試験会場	受験票(平成29年12月8日(金)発送)で試験会場名、会場最寄り駅をご案内します。
a 試験会場の問い合わせには、一切応じられません(試験会場は受験票発送時に決定します)。 b 受験票で指定した試験会場以外では、受験できません。試験会場は、受験票で必ず確認してください。	

3 「精神保健福祉士国家試験」と「社会福祉士国家試験」の同時受験の日程等

(1) 「精神保健福祉士国家試験」及び「社会福祉士国家試験」の試験日程			
試験日	平成30年2月3日(土)	平成30年2月4日(日)	
試験区分	精神保健福祉士国家試験 (専門科目)	精神保健福祉士国家試験 社会福祉士国家試験 (共通科目)	社会福祉士国家試験 (専門科目)
試験時間	13時30分～15時50分 〔○弱視等受験者(1.3倍) 13時30分～16時35分 ○点字等受験者(1.5倍) 13時30分～17時00分〕	10時00分～12時15分 〔○弱視等受験者(1.3倍) 10時00分～13時00分 ○点字等受験者(1.5倍) 10時00分～13時25分〕	13時45分～15時30分 〔○弱視等受験者(1.3倍) 14時15分～16時35分 ○点字等受験者(1.5倍) 14時15分～16時55分〕
(2) 「精神保健福祉士国家試験」と「社会福祉士国家試験」を同時に実施する試験地			
北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県			
(3) 「精神保健福祉士国家試験」と「社会福祉士国家試験」を同時受験する場合の受験申込書類の提出方法			
精神保健福祉士国家試験受験申込書類送付用封筒に「社会福祉士国家試験受験申込書類」を同封して提出してください。 ※ 介護福祉士国家試験を受験する場合は、「介護福祉士国家試験受験の手引」を取り寄せ、必要な書類を介護福祉士国家試験の受付期間内に、郵送により提出してください。			

4 受験申し込みと受験手数料

受付期間	平成29年9月7日(木)から10月6日(金)まで(10月6日消印有効) ※ 10月7日(土)以降の消印のあるものは受け付けません。
申込先	公益財団法人 社会福祉振興・試験センター 試験室 ※ 受験申し込み後の提出書類のあて先は9ページ⑦参照。
申込方法	※ 受験申込専用封筒(緑色)を使用し、不着等の事故を防止するため、必ず「簡易書留」で郵送してください。簡易書留の控えは、受験票を受け取るまで保管してください。 <u>簡易書留以外の方法で郵送し、不着等の事故が生じた場合には、試験センターでは責任を負いません。</u>
受験手数料	払込金額 精神一般受験者(共通科目+精神専門科目) 17,610円 精神・社会同時受験者(社会福祉士と同時受験) 14,160円 精神共通科目免除受験者(精神専門科目のみ受験) 14,080円 払込期限 10月6日(金)まで(厳守) ※ 10月7日(土)以降の払い込みのものは受け付けません。 ※ 振替払込請求書兼受領証は大切に保管してください。

※ 受験票の発送及び合格発表については、8・9ページを参照してください。

5 試験科目（共通科目）の免除申請

現に社会福祉士として登録を受けている方は、受験申し込み時の申請により、次の試験科目（社会福祉士国家試験との共通科目）が免除されます。

【精神保健福祉士法施行規則（平成10年厚生省令第11号）第6条（試験科目の免除）】

免除される試験科目（共通科目）

- | | | |
|-----------------------|---------------|---------------|
| ① 人体の構造と機能及び疾病 | ② 心理学理論と心理的支援 | ③ 社会理論と社会システム |
| ④ 現代社会と福祉 | ⑤ 地域福祉の理論と方法 | ⑥ 社会保障 |
| ⑦ 低所得者に対する支援と生活保護制度 | | ⑧ 福祉行財政と福祉計画 |
| ⑨ 保健医療サービス | ⑩ 権利擁護と成年後見制度 | |
| ⑪ 障害者に対する支援と障害者自立支援制度 | | |

- ① 試験科目（共通科目）の免除を申請する方は、必ず社会福祉士登録証の写し（B4版の登録証の場合は、A4版に縮小した写し）を提出してください。
- ② 現在、社会福祉士として新規に登録申請中、または登録事項変更届出中、登録証再交付申請中で、社会福祉士登録証の写しを提出できない方は、「社会福祉士登録済申出書」（様式57ページ）を提出してください。
※ 社会福祉士登録証が届き次第、直ちに社会福祉士登録証の写しを提出してください。
- ③ これから新たに社会福祉士の登録申請をしようとする場合は、精神保健福祉士国家試験受験申込書を提出する前までに社会福祉士登録申請書を別途提出したうえで、上記②の申出書を提出してください。
※ 社会福祉士登録証が届き次第、直ちに社会福祉士登録証の写しを提出してください。
- ④ 受験申込書の「社会福祉士であって試験科目免除申請」欄は、申請の「あり・なし」の「あり」の□を必ずぬりつぶしてください。
この欄を「なし」にぬりつぶした場合、またはぬりつぶしていない場合は「試験科目の免除」は行われません（29ページ⑥参照）。

6 障害のある方等の受験上の配慮申請

障害のある方等の受験上の配慮については、受験申込書の希望欄□をぬりつぶし（29ページ⑧参照）、下記の手続きにより、障害等の種類及び程度に応じて、点字問題、拡大文字問題、チェック解答用紙等による試験、試験時間の延長、手話通訳者の配置等、受験上の配慮を行います。なお、試験会場、試験室の指定はできません。

- ※ 精神保健福祉士国家試験と、社会福祉士国家試験を同時に受験する方は、配慮申請書は1部のみご請求ください。ただし、受験申込書は、精神保健福祉士・社会福祉士それぞれの希望欄□をぬりつぶしてください。
- ※ 介護福祉士国家試験の申し込みにおいて、既に配慮申請書を提出した方は、改めて提出する必要はありません。ただし、受験申込書の希望欄□はぬりつぶしてください。
- ※ 受験申込受付期間後は、事故等により受験上の配慮が必要になった場合を除き、配慮申請はできません。十分にご注意ください。

- ① 障害のある方等でこの配慮を希望する方は（過去に受験上の配慮を受けて受験した方も含みます）、受験申し込み前にあらかじめ、試験センターにFAX（03-3486-7527）または電話により、必ず「障害のある方等の受験上の配慮申請書」等を請求してください。

FAXの場合は「配慮受験を希望する」旨と、次の内容を記して送信ください。

- | | | | |
|----------------------------|----------|---------|----------------|
| ①氏名（フリガナ） | ②郵便番号、住所 | ③携帯電話番号 | ④自宅または勤務先の電話番号 |
| ⑤FAX番号 ⑥受験する試験の種類（精神保健福祉士） | | | |

- ※ ホームページで「受験の手引」と併せて「障害のある方等の受験上の配慮申請書」を請求した方は、改めてFAXまたは電話での請求は不要です。
- ② 配慮申請書に必要事項を記入し、受験申込受付期間内に受験申込書等と別に提出してください（添付資料として、「身体障害者手帳等の写し」・「医師の診断書」等が必要となります）。
- ※ 「受験上の配慮事項」は、受験票と併せて郵送します。

7 合格基準

合格基準	次の2つの条件を満たした方を合格者とします。 (1) 問題の総得点の60%程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の方。 (2) (1)を満たした方のうち、以下の16科目群（ただし、(注)2に該当する方にとっては5科目群）の各科目群すべてにおいて得点があった方。 ①精神疾患とその治療 ②精神保健の課題と支援 ③精神保健福祉相談援助の基盤 ④精神保健福祉の理論と相談援助の展開 ⑤精神保健福祉に関する制度とサービス、精神障害者の生活支援システム ⑥人体の構造と機能及び疾病 ⑦心理学理論と心理的支援 ⑧社会理論と社会システム ⑨現代社会と福祉 ⑩地域福祉の理論と方法 ⑪福祉行財政と福祉計画 ⑫社会保障 ⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度 ⑭低所得者に対する支援と生活保護制度 ⑮保健医療サービス ⑯権利擁護と成年後見制度 (注) 1 配点は、1問1点の163点満点です。 2 精神保健福祉士法施行規則第6条の規定による試験科目の一部免除を受けた方は、配点は、1問1点の80点満点です。	
	合格基準点及び正答	平成30年3月15日（木）14時
	合格基準点及び正答は、厚生労働省及び試験センターに掲示するとともに、試験センターのホームページ上に掲載します。	

8 『出題基準・合格基準』

『出題基準・合格基準』は、試験センターのホームページに掲載しています。
ホームページの掲載と同じ内容を冊子にして発行しています。

1 ホームページ	試験センターのホームページに「精神保健福祉士国家試験出題基準・合格基準」を掲載しています。 (URL) http://www.sssc.or.jp/seishin/kijun/index.html
2 冊子	『社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士国家試験出題基準・合格基準』（A4版） 定価：800円（消費税・送料込） 最新版発行：平成29年6月 （社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の3試験をすべて収録しています） 冊子の購入方法 購入ご希望の方は、ゆうちょ銀行（郵便局）備え付けの「払込取扱票」を使用して、料金を払い込んでください。（「払込取扱票」が申込書を兼ねますので、記入漏れのないよう注意してください） 払い込みはゆうちょ銀行（郵便局）のみです（その他の金融機関からは払い込みできません）。 口座番号：00120-2-29357（『出題基準・合格基準』専用口座） 加入者名：公益財団法人 社会福祉振興・試験センター ご依頼人欄：郵便番号、住所（建物名、部屋番号まで）、氏名、<u>ふりがな（ひらがな）</u>、<u>電話番号は、正確に、はっきり記入してください。</u> 通信欄：「『出題基準・合格基準』を1部申し込みます。」と記入してください。 ・ 払込手数料は、購入希望者本人の負担となります。 ・ 冊子がお手元に届くまで、払い込み後2週間程度かかります。 ・ 返品はできませんのでご了承ください。 ・ 振替払込請求書兼受領証は、冊子が届くまで大切に保管してください。 ※ 個人情報の保護 『出題基準・合格基準』の冊子購入申し込みの際に取得した個人情報は、『出題基準・合格基準』の冊子の発送業務のみに利用し、第三者へは提供しません。

9 受験申し込み後の注意事項

① 提出書類は返却できません	受験申込書等の受付後は、提出書類は一切返却できません。																	
② 申込書等に不備があった場合	不備のある受験申込書等は、受理できませんので返送します。 受験申込書類を提出する際には、受験用写真等確認票の提出書類チェック表（32ページ参照）により、不備がないよう十分に確認してください。																	
③ 希望試験地は変更できません	受験申込書の「希望試験地」欄は、必ず□をぬりつぶし、希望試験地を明確にしてください。ぬりつぶしていない場合、試験センターが現住所で判断し、試験地を決めます 受験申し込み後の「希望試験地」の変更はできません。 <u>1 試験地に受験者が集中し、受け入れができない場合は、試験センターで他の試験地への振り替えを行う場合があります。</u>																	
④ 受験票の送発	平成29年12月8日（金）投函（郵送） ○ 受験資格「見込」の方は、受験票の受験資格欄に「見込」と印字されます（該当者は下記⑤参照）。 ○ 「見込」の受験票を交付された方は、その後「確定した証明書」を提出しても、新たに「確定」の受験票は交付はしません。既に交付された「見込」の受験票で受験してください。 ○ 11月18日（土）以降、「確定した証明書」「受験申込書記載事項変更届」が到着した場合、受験票に「見込」または変更前の住所、氏名等が印字されている場合がありますが、試験センターで変更の処理をしています。 ○ 受験票の氏名が変更前のものでも、試験当日は既に交付された受験票で受験してください。 ※ 12月18日（月）になっても届かない場合は、試験センターに電話で問い合わせてください。 ※ 受験票は、座席間違い防止等のため、年度及び受験種類（一般・同時・免除）ごとに色等の表記が異なります。																	
⑤ 「卒業（修了）見込み」及び「実務経験見込み」で受験申し込みした場合	「卒業（修了）後」または「実務経験を満たした後」、次の証明書を期限までに提出してください。 <u>期限までに提出がなかった場合は、受験資格を満たさなかったものとして、この試験は無効となります。</u> <table><tr><th>受験申込区分</th><th>見込みの種類</th><th>提出証明書</th><th>提出期限</th><th>記入例</th></tr><tr><td>区分1</td><td>大学・大学院・4年制専門学校の卒業（修了）</td><td>卒業証明書・指定科目履修証明書</td><td rowspan="3">平成30年4月13日（金） （消印有効）</td><td>34ページ</td></tr><tr><td>区分4</td><td>短期養成施設の卒業 一般養成施設の（修了）</td><td>卒業（修了）証明書</td><td rowspan="2">36ページ</td></tr><tr><td>区分2 区分3</td><td>実務経験 （短大等＋実務経験）</td><td>実務経験証明書</td></tr></table> ※ あて先・提出方法は、⑦参照。	受験申込区分	見込みの種類	提出証明書	提出期限	記入例	区分1	大学・大学院・4年制専門学校の卒業（修了）	卒業証明書・指定科目履修証明書	平成30年4月13日（金） （消印有効）	34ページ	区分4	短期養成施設の卒業 一般養成施設の（修了）	卒業（修了）証明書	36ページ	区分2 区分3	実務経験 （短大等＋実務経験）	実務経験証明書
受験申込区分	見込みの種類	提出証明書	提出期限	記入例														
区分1	大学・大学院・4年制専門学校の卒業（修了）	卒業証明書・指定科目履修証明書	平成30年4月13日（金） （消印有効）	34ページ														
区分4	短期養成施設の卒業 一般養成施設の（修了）	卒業（修了）証明書		36ページ														
区分2 区分3	実務経験 （短大等＋実務経験）	実務経験証明書																
⑥ 氏名・現住所・本籍地を変更した場合	受験票及び結果通知等は、すべて受験申込書に記載された現住所に郵送します。 受験申し込み後に、「氏名」「現住所」「本籍地」を変更した場合（誤記入を含む）は、直ちに「受験申込書記載事項変更届」（様式59ページ）を提出してください。 ※ あて先・提出方法は、⑦参照。																	

⑦ 受験申し込み後に提出する書類のあて先・提出方法 (⑤、⑥)	○ あて先 受験申し込み後に提出するすべての提出書類のあて先は、次のとおりです。 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-5-6 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター 精神係 ○ 提出方法 a 封筒（大きさ・型式自由）のおもて左端に下記のように提出書類の内容を記入し、「簡易書留」で郵送してください。 ⑤ ⇒ 「証明書在中」 ⑥ ⇒ 「変更届在中」 b 受験票が届いた後に提出する場合は、提出書類の右上余白に受験番号を記入してください。 c 簡易書留の控えは、合否の結果通知を受け取るまで保管してください。 <u>簡易書留以外の方法で郵送し、不着等の事故が生じた場合は、試験センターでは責任を負いません。</u>
⑧ 送付した書類等の到着の確認	試験センターでは、送付された受験申込書等の書類が到着しているかどうかについての照会には応じることができません（郵送時に交付される書留郵便物受領書の引受番号により、各自郵便局（ホームページを含む）で確認することができます）。
⑨ 合格発表	平成30年 3月15日(木) 14時 ○ 合格者には、合格証書及び登録申請書類を送付します。 ・受験資格見込みで受験された方は、受験資格が確定した証明書（卒業証明書、実務経験証明書等）を、平成30年4月13日（金）（消印有効）までに提出してください。 ・受験資格が確定した証明書が3月15日（木）以降に試験センターに到着した場合、受験資格の確定を確認後、合格証書及び登録申請書類を送付します。 ○ 不合格者には、その旨を通知します。 ○ 受験資格の確定を確認できない場合、試験は無効となり、結果通知は送付しません。 ※ 結果通知に併せて、試験の総得点、各科目群の得点及び無得点科目群などを通知します。 ※ 3月26日（月）になっても届かない場合は、試験センターに電話で問い合わせてください。 ※ 区分1及び4の場合、大学等によっては、「卒業証明書」等を3月26日（月）以降にまとめて試験センターに提出する場合がありますので、試験センターに問い合わせる前に、大学等に確認してください。 合格者の受験番号を厚生労働省及び試験センターに掲示するとともに、試験センターのホームページ上に掲載します。 合格発表直後の時間帯は、ホームページが混み合い繋がりにくくなる場合があります。その場合は、時間をおいて閲覧してください。
⑩ 受験票の保管	試験終了後も、受験票は大切に保管してください（受験票を紛失しても、受験番号の照会には応じておりません）。 今回の受験票が交付された方であって、不合格または試験日に欠席した方が次回以降の受験申し込みをする際に今回の受験票を指定様式に貼って提出すれば、改めて「卒業証明書」等を提出する必要はありません。 ※ 「受験資格見込み」で受験資格を満たした証明書を提出していない場合を除きます。

10 試験当日の注意事項

(1) 注 意 事 項		
持 参 物 品	① 受験票・試験会場案内図 ② 筆記用具（HBの鉛筆（ボールペンは不可）、プラスチック消しゴム） ③ 上履きが必要な会場は、各自、必ず上履きを持参してください。 （受験票・試験会場案内図の注意事項を必ず確認してください） ④ 時計は、時計機能だけの腕時計、懐中時計（フタのないもの）のみ認めます（辞書機能付は不可）。 ※ アラーム機能は必ず止めておいてください。 ⑤ ひざかけ等防寒対策の用意をしてください（天候、試験室により寒い場合があります）。	
試 験 会 場 開 場 ・ 入 室 時 刻	平成30年 2月3日(土)	12時30分～12時50分までの間に入室してください。 （12時55分から注意事項等の説明が始まります）
	平成30年 2月4日(日)	9時00分～9時20分までの間に入室してください。 （9時25分から注意事項等の説明が始まります）
試 験 室 へ の 入 室	① 試験会場入口付近には入室する試験室案内が、試験室入口には受験者の座席表が、受験番号により掲示されます。 ② 同一試験会場で社会福祉士国家試験等の試験が行われる場合があります。精神保健福祉士国家試験の試験室であることを必ず確認してください。 ③ 試験室及びトイレ以外には、立ち入らないでください。 ④ 試験会場では、試験監督員等の指示に従ってください。 ⑤ 入室時刻までは、試験会場内に立ち入りできません。待機場所もありません。	
座 席	① 試験室内の座席は、机上に貼り付けられた受験番号を受験票で十分確認してください。 ② 着席後は、試験監督員から受験番号が見えるよう机上通路側に受験票を置いてください。	
昼 食	① 試験会場に食堂はありません。昼食・飲物は各自用意してください。 ② 試験会場に設置されているゴミ箱は使用禁止です。弁当の容器、空き缶等のごみは、各自必ず自宅まで持ち帰ってください（駅や近隣商店のごみ箱に捨てないでください）。	
(2) 試験会場に関する禁止事項等		
① 受験票で指定された試験会場以外での受験はできません。試験会場は受験票の試験会場案内図で必ず確認してください。		
② 試験会場となる学校や展示ホール等では、試験業務は行っておりません。 <u>電話による道順の照会等は絶対にしないでください。</u>		
③ 試験会場内の下見はできません。		
④ 試験会場では、電話の呼び出しは一切できません。		
⑤ 試験会場では、 <u>指定された喫煙場所以外での喫煙を禁止します。</u> <u>全面禁煙の会場では、喫煙は一切できません。会場付近での路上喫煙も禁止します。</u>		
⑥ 試験会場及びその周辺には駐車・駐輪はできません。また、試験会場近隣店舗等の無料駐車場への駐車・駐輪は、営業妨害となります。 <u>必ず公共交通機関を利用してください。自家用車及びタクシー等での送迎も禁止します。</u> 送迎等による路上駐車、渋滞等は、周辺住民の迷惑となります。当日の違法駐車・駐輪は、道路交通法によるレッカー移動等、警察署の厳しい取り締まりがあります。また、近隣から苦情があった場合、直ちに通報します。		
⑦ 試験会場では、受験者の妨げにならないように、試験時間外であっても静かにしてください。		
⑧ ごみは、各自必ず自宅まで持ち帰ってください（駅や近隣商店のごみ箱に捨てないでください）。なお、忘れ物は試験センターでは責任を負えませんので、ご注意ください。		
⑨ 試験当日、試験会場付近で業者が電報や電話による可否通知や模範解答送付の勧誘をしている場合がありますが、このような業者と試験センターは一切関係ありません。		
(3) 不正を行った場合について		
不正行為が判明した場合や、受験申し込みにあたって虚偽または不正の事実が認められた場合は、その受験を停止または試験を無効とすることがあります（40ページ（法第8条）参照）。		
(4) 試験会場での携帯電話を含む通信機器等の取り扱いについて		
不正行為等防止の観点から、試験会場での携帯電話等の通信機器の使用を禁止します。携帯電話等の通信機器は、電源を切ってかばんの中に入れてください。 ※ 試験中に通信機器を身につけていたり、使用が確認された場合は、試験を無効とする場合があります。 ※ 電源の切り方やアラーム等の止め方は、必ず事前に確認してください。		
(5) その他		
※ 試験当日に欠席する場合、試験センターに連絡する必要はありません。 欠席した場合、受験手数料は返還できません（40ページ（法第9条第2項）参照）。 欠席した場合、合格発表に関する通知はありません。 （次回試験申し込み時には、新たな手続きが必要です）		

Ⅱ 受験資格と受験申込区分

1 受験資格と受験申込区分

精神保健福祉士国家試験は、法令等により受験資格が定められています。

次のいずれかに該当する区分で受験申し込みをしてください。

【精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）】（39ページ参照）

(1) 大学等で「指定科目」を履修した方（法第7条第1号、第4号及び第7号）

受験申込区分	受験資格		備考
	学歴等	実務経験	
区分1	大学卒業	指定科目履修	「指定科目」 13～14ページ参照 「学校コード」 15～21ページ参照
	大学院への飛び入学		
	大学院修了		
	4年制専門学校卒業		
区分2	3年制短期大学等卒業	実務経験1年以上	「実務経験コード」 22～26ページ参照
区分3	2年制短期大学等卒業	実務経験2年以上	

(2) 精神保健福祉士「短期養成施設、一般養成施設」を卒業した方（法第7条第2号、第3号、第5号、第6号、第8号、第9号、第10号及び第11号）

受験申込 区 分	受験資格	(参考) 精神保健福祉士養成施設入学資格		備 考		
		学 歴 等			実務経験	
区分 4	短期養成施設卒業	大学等卒業等	基礎科目履修		「学校コード」 18～21ページ参照	
		3 年制短期大学等卒業		実務経験 1 年以上		
		2 年制短期大学等卒業		実務経験 2 年以上		
		社会福祉士				
	一般養成施設卒業	大学等卒業等				
		3 年制短期大学等卒業		実務経験 1 年以上		
		2 年制短期大学等卒業		実務経験 2 年以上		
				実務経験 4 年以上		

※ 区分1 ～ 区分4 の受験資格で見込みにより受験できる方

- 区分1 平成30年3月31日までに、大学、大学院、4年制専門学校で「指定科目」を履修し、卒業（修了）する見込みの方
- 区分2 } 短期大学等で「指定科目」を履修して卒業した後、平成30年3月31日までに必要な実務経験を満たす見込みの方
- 区分3 }
- 区分4 平成30年3月31日までに、精神保健福祉士「短期養成施設、一般養成施設」を卒業（修了）する見込みの方

(3) 過去に受験票が交付され、受験資格が確定している方

「5年以上の実務経験者で、厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者」（法附則第2条）の受験資格は、第5回試験（平成15年3月31日）で終了しました。この受験資格では第6回以降の試験は受けることができません。

受験申込区分	対象となる条件	備考
区分5	第19回以前の精神保健福祉士国家試験で受験票を受け取った方で、次の①または②のいずれかに該当する方が、区分5に該当します。 ① 受験票の受験資格欄が「受験資格確定」である方。 ② 受験票の受験資格欄が「受験資格見込」で、指定した期日までに確定した証明書（卒業証明書、実務経験証明書等）を提出し、受験資格が確定している方。 ※ 該当しない方は、区分1～区分4で申し込んでください。 ※ 区分5の対象者は、「受験資格確定済申出書」を提出すれば、学校や施設等からの証明書は不要です。 【第1回～第19回試験で受験票を受け取った方】 受験票の受験資格欄が「受験資格確定」または「受験資格見込」 ↓ 「受験資格確定」 区分5で 申し込み ↓ 「受験資格見込」 指定した期日までに、確定した証明書（卒業証明書、実務経験証明書等）を提出したか ↓ 提出していない 区分1～区分4で 申し込み ← 提出した	「受験資格確定済申出書」 38ページ参照

2 指定科目 区分1・区分2・区分3

精神保健福祉士国家試験を受験するために、大学等において履修しなければならない指定科目は省令により次のとおりとなっています（11ページ「1 受験資格と受験申込区分の(1)」に該当する方）。

指定科目の履修について

- ・ 学校、入学年度（編入等を含む）等によって、次のいずれかの履修が必要です。
- ・ どの履修も受験資格となりますが、混在はできません。

注： 大学等において開講している科目の名称等が「指定科目」と異なる場合は、厚生労働省の通知「精神保健福祉士法第7条第1号に規定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目等の読替の範囲について（平成26年1月24日付け障発第7号）」による読替の範囲にある科目または大学等が厚生労働省に科目読替を申請して個別に認定された科目に限ります。

個別科目の読替については、大学等に確認してください。

※ 指定科目を履修できる（または履修できた）大学等は15～21ページを参照

(1) 平成24年4月入学者から適用の指定科目 ⇒ 43・45ページの証明書を使用

- ・ 精神保健福祉援助演習（基礎）を履修した方は43ページをご使用ください。
- ・ 精神保健福祉援助演習（基礎）が免除になる方は45ページをご使用ください。

【指定科目】 精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成23年文部科学省令・厚生労働省令第3号）第1条

- | | |
|--|---------------------|
| ① 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち1科目 | ⑪ 精神保健の課題と支援 |
| ② 現代社会と福祉 | ⑫ 精神保健福祉相談援助の基盤（基礎） |
| ③ 地域福祉の理論と方法 | ⑬ 精神保健福祉相談援助の基盤（専門） |
| ④ 社会保障 | ⑭ 精神保健福祉の理論と相談援助の展開 |
| ⑤ 低所得者に対する支援と生活保護制度 | ⑮ 精神保健福祉に関する制度とサービス |
| ⑥ 福祉行財政と福祉計画 | ⑯ 精神障害者の生活支援システム |
| ⑦ 保健医療サービス | ⑰ 精神保健福祉援助演習（基礎） |
| ⑧ 権利擁護と成年後見制度 | ⑱ 精神保健福祉援助演習（専門） |
| ⑨ 障害者に対する支援と障害者自立支援制度 | ⑲ 精神保健福祉援助実習指導 |
| ⑩ 精神疾患とその治療 | ⑳ 精神保健福祉援助実習 |

(2) 平成21年4月から平成24年3月までの入学者に適用の指定科目 ⇒ 47ページの証明書を使用

【指定科目】平成20年厚生労働省告示第307号

- | | |
|--|-----------------|
| ① 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち1科目 | ⑨ 精神医学 |
| ② 現代社会と福祉 | ⑩ 精神保健学 |
| ③ 地域福祉の理論と方法 | ⑪ 精神科リハビリテーション学 |
| ④ 社会保障 | ⑫ 精神保健福祉論 |
| ⑤ 低所得者に対する支援と生活保護制度 | ⑬ 精神保健福祉援助技術総論 |
| ⑥ 福祉行財政と福祉計画 | ⑭ 精神保健福祉援助技術各論 |
| ⑦ 保健医療サービス | ⑮ 精神保健福祉援助演習 |
| ⑧ 権利擁護と成年後見制度 | ⑯ 精神保健福祉援助実習 |

(3) 平成21年3月までの入学者に適用の指定科目 ⇒ 49ページの証明書を使用

【指定科目】平成10年厚生省告示第8号

- | | |
|---------------------------|--------------------|
| ① 精神医学 | ⑦ 精神保健福祉援助技術総論 |
| ② 精神保健学 | ⑧ 精神保健福祉援助技術各論 |
| ③ 精神科リハビリテーション学 | ⑨ 精神保健福祉援助演習 |
| ④ 精神保健福祉論 | ⑩ 精神保健福祉援助実習 |
| ⑤ 社会福祉原論 | ⑪ 医学一般 |
| ⑥ 社会保障論、公的扶助論、地域福祉論のうち1科目 | ⑫ 心理学、社会学、法学のうち1科目 |

学校コード番号表

(1) 大学、大学院学校コード 区分 1

都道府県	学校コード	学 校 名	都道府県	学校コード	学 校 名
北 海 道	D2360	旭川大学	埼 玉 県	D1010	埼玉県立大学
	D0690	札幌学院大学		D0780	聖学院大学
	D0200	星槎道都大学		D0660	東京国際大学
	D2140	名寄市立大学		D0230	東洋大学
	D1100	北翔大学		D0680	文京学院大学
	D0360	北星学園大学		D0350	文教大学
	D0640	北海道医療大学		D0390	立教大学
	D1470	北海道教育大学		D0730	立正大学
青 森 県	D0990	青森県立保健大学	千 葉 県	D1480	川村学園女子大学
	D0020	青森大学		D0140	淑徳大学
	D0920	弘前学院大学		D1840	順天堂大学
岩 手 県	D0770	岩手県立大学		D0570	城西国際大学
宮 城 県	D0700	仙台白百合女子大学		D0790	聖徳大学（通学）
	D0220	東北福祉大学（通学）		D1490	聖徳大学（通信）
	D1630	東北福祉大学（通信）		D0610	東京成徳大学
	D1000	東北文化学園大学	東 京 都	D0810	桜美林大学
秋 田 県	D1980	秋田看護福祉大学		D1020	大妻女子大学
福 島 県	D1450	いわき明星大学		D0120	駒澤大学
	D2070	東日本国際大学		D0160	上智大学
	D1760	福島学院大学		D0310	昭和女子大学
茨 城 県	D0030	茨城キリスト教大学		D0170	大正大学
栃 木 県	D0710	国際医療福祉大学		D2500	大正大学 大学院
群 馬 県	D1550	群馬医療福祉大学		D2520	帝京科学大学
	D2030	創造学園大学		D0800	帝京平成大学
	D1270	高崎健康福祉大学		D1030	東京家政学院大学
	D1120	東京福祉大学（通学）		D1540	東京家政大学
	D1110	東京福祉大学（通信）		D0260	日本社会事業大学

(注) 現在は指定科目を履修できない学校も含まれています。

都道府県	学校コード	学 校 名	都道府県	学校コード	学 校 名
東京都	D1130	法政大学	愛知県	D0210	同朋大学
	D0820	武蔵野大学		D0280	日本福祉大学（通学）
	D0370	明治学院大学		D1340	日本福祉大学（通信）
	D1510	明星大学	三重県	D0940	皇學館大学
	D1790	目白大学		D1820	鈴鹿医療科学大学
	D0290	ルーテル学院大学	滋賀県	D0400	龍谷大学
神奈川県	D1670	神奈川県立保健福祉大学	京都府	D1720	京都光華女子大学
	D1560	田園調布学園大学		D1200	京都ノートルダム女子大学
	D0600	東海大学		D0090	京都府立大学
	D0830	東洋英和女学院大学		D1800	京都文教大学
	D0270	日本女子大学		D0150	種智院大学
	D1460	日本女子大学 大学院		D0190	同志社大学
新潟県	D1360	新潟医療福祉大学		D0300	花園大学
	D1350	新潟青陵大学		D1420	花園大学 大学院
石川県	D2350	北陸学院大学		D0330	佛教大学（通学）
福井県	D0930	福井県立大学		D0340	佛教大学（通信）
山梨県	D1750	健康科学大学		D0450	立命館大学
	D1910	山梨県立大学	大阪府	D2130	大阪樟蔭女子大学
長野県	D0240	長野大学		D0040	大阪市立大学
岐阜県	D1300	岐阜経済大学		D1740	大阪体育大学
	D0840	中部学院大学（通学）		D1330	大阪大学
	D1710	中部学院大学（通信）		D1370	大阪人間科学大学
	D0430	東海学院大学		D0050	大阪府立大学
静岡県	D2170	静岡福祉大学		D0860	関西福祉科学大学
	D1580	聖隷クリストファー大学		D0950	四天王寺大学
愛知県	D0010	愛知県立大学		D2100	千里金蘭大学
	D1810	愛知淑徳大学		D0870	梅花女子大学
	D0530	愛知みずほ大学		D1140	平安女学院大学
	D0850	金城学院大学		D0380	桃山学院大学

（注）現在は指定科目を履修できない学校も含まれています。

都道府県	学校コード	学 校 名	都道府県	学校コード	学 校 名
兵 庫 県	D1600	関西国際大学	愛 媛 県	D0420	聖カタリナ大学
	D0880	関西福祉大学		D1050	松山東雲女子大学
	D0070	関西学院大学	高 知 県	D0970	高知県立大学
	D2120	甲子園大学	福 岡 県	D2340	九州産業大学
	D1170	神戸医療福祉大学		D1150	久留米大学
	D1970	神戸学院大学		D1410	西南学院大学
	D0760	神戸女学院大学		D0580	西南女学院大学
	D0750	神戸女子大学		D1060	筑紫女学園大学
	D1230	神戸親和女子大学（通学）		D1610	福岡医療福祉大学
	D2160	神戸親和女子大学（通信）		D0510	福岡県立大学
	D2370	兵庫大学	佐 賀 県	D0250	西九州大学
	D1380	武庫川女子大学	長 崎 県	D1530	長崎ウエスレヤン大学
奈 良 県	D1830	帝塚山大学		D1190	長崎国際大学
	D0520	天理大学		D0620	長崎純心大学
島 根 県	D1040	島根大学	熊 本 県	D0980	九州看護福祉大学
岡 山 県	D0480	川崎医療福祉大学		D2210	九州看護福祉大学 大学院
	D0180	吉備国際大学		D1700	九州ルーテル学院大学
広 島 県	D0320	県立広島大学		大 分 県	D0560
	D1690	広島国際学院大学	D0910		大分大学
	D0960	広島国際大学	D1620	別府大学	
	D2240	広島文化学園大学	宮 崎 県	D1080	九州保健福祉大学
	D1180	広島文教女子大学	鹿児島県	D0060	鹿児島国際大学
	D0630	福山平成大学		D2560	志學館大学
山 口 県	D1520	宇部フロンティア大学	沖 縄 県	D0410	沖縄国際大学
	D2180	東亜大学		D1090	沖縄大学
		D0650	山口県立大学	D9999	
徳 島 県	D1770	徳島文理大学			
香 川 県	D0130	四国学院大学			

（注）現在は指定科目を履修できない学校も含まれています。

(2) 短大、専門学校、養成施設等学校コード 区分1・区分2・区分3・区分4

※ 受験申込区分によって、学校コードが異なります。

都道府県	学 校 名	区分1	区分2	区分3	区分4	
		4年制 専門学校 ↓	3年制短大等 +実務1年 ↓	2年制短大等 +実務2年 ↓	短期養成施設 ↓	一般養成施設 ↓
北 海 道	札幌お茶の水アーバン ビジネス専門学校			S1023		
	札幌心療福祉専門学校		S0022			
	星槎道都大学				S1687(通信)	S1684(通信)
	専門学校北海道福祉大学校	S0031				S0035(昼間) S0036(夜間)
	日本医療大学 生涯学習 センター				S0047(通信)	S0044(通信)
	北都保健福祉専門学校		S1012			
	北海道ハイテクノロジー 専門学校		S1312			
福 島 県	アイシーケア専門学校					S0575(昼間)
	福島学院大学短期大学部			T0323		
栃 木 県	東洋パラメディカル学院		S0092			
	マロニエ医療福祉専門学校	S0101	S0102			
群 馬 県	群馬社会福祉専門学校				S1797(通信)	
	群馬松嶺福祉短期大学			T0063		
	専門学校高崎福祉医療カレッジ				S1607(通信)	S1604(通信)
	東京福祉大学				S1807(通信)	
	前橋医療福祉専門学校					S1095(昼間)
埼 玉 県	埼玉福祉専門学校		S0122			
千 葉 県	江戸川大学総合福祉専門学校		S0832	S0833		
	国際医療福祉専門学校			S0723	S0727(通信) S0728(昼間)	S0724(通信) S0725(昼間)
東 京 都	アルファ医療福祉専門学校				S0947(通信)	S0944(通信)
	お茶の水医療秘書歯科助手 専門学校		S1352			
	首都医校					S1565(昼間) S1566(夜間)

(注) 現在は指定科目を履修できない学校も含まれています。

※ 受験申込区分によって、学校コードが異なります。

都道府県	学 校 名	区分1	区分2	区分3	区分4	
		4年制 専門学校 ↓	3年制短大等 +実務1年 ↓	2年制短大等 +実務2年 ↓	短期養成施設 ↓	一般養成施設 ↓
東京都	上智社会福祉専門学校				S0147(通信)	
	東京医薬専門学校		S0892			
	東京医療福祉専門学校					S1236(夜間)
	東京国際福祉専門学校	S0151	S0152			S0156(夜間)
	東京豊島IT医療福祉専門学校					S1534(通信) S1535(昼間)
	東京福祉専門学校	S0181	S0182			S0185(昼間) S0186(夜間)
	東京福祉保育専門学校				S0167(通信)	S0164(通信) S0166(夜間)
	東京未来大学福祉保育 専門学校				S1757(通信)	S1754(通信)
	日本社会事業大学				S0667(通信)	S0664(通信)
	日本福祉教育専門学校		S0172		S0177(通信) S0179(夜間)	S0174(通信) S0175(昼間) S0176(夜間)
	臨床福祉専門学校					S1225(昼間)
神奈川県	神奈川社会福祉専門学校			S0213		
	茅ヶ崎リハビリテーション 専門学校	S0701				
	Y M C A 福祉専門学校				S0967(通信)	
新潟県	国際こども・福祉カレッジ	S0241	S0242			S0245(昼間)
	日本福祉医療専門学校				S0647(通信)	S0644(通信)
富山県	北陸ビジネス福祉専門学校					S1105(昼間)
石川県	金沢製菓調理福祉専門学校					S0255(昼間)
長野県	文化学園長野専門学校	S1031	S1032	S1033		
静岡県	静岡医療科学専門学校					S0615(昼間)
愛知県	あいち福祉医療専門学校					S1115(昼間)
	東海医療科学専門学校					S1814(通信)
	東海医療福祉専門学校					S1124(通信) S1125(昼間) S1126(夜間)

(注) 現在は指定科目を履修できない学校も含まれています。

※ 受験申込区分によって、学校コードが異なります。

都道府県	学 校 名	区分1 4 年 制 専門学校 ↓	区分2 3 年制短大等 +実務1年 ↓	区分3 2 年制短大等 +実務2年 ↓	区分4 短期養成施設 ↓	一般養成施設 ↓
愛 知 県	名古屋医専					S1545(昼間) S1546(夜間)
	日本医療福祉専門学校					S0655(昼間) S0656(夜間)
	保育・介護・ビジネス名古屋専門学校		S0632		S0637(通信)	S0635(昼間) S0636(夜間)
三 重 県	聖十字福祉専門学校				S0308(昼間)	
京 都 府	華頂短期大学			T0213		
	京都医健専門学校					S1706(夜間)
	京都医療福祉専門学校			S0913	S0917(通信)	S0914(通信)
大 阪 府	大阪医専					S0735(昼間) S0736(夜間)
	大阪医療技術学園専門学校		S0582	S0583		
	大阪医療福祉専門学校	S1251				
	大阪健康ほいく専門学校				S0997(通信)	S0994(通信) S0995(昼間)
	大阪国際福祉専門学校		S0902			
	大阪体育大学短期大学部			T0283		
	大阪バイオメディカル専門学校		S1492			
	大阪ハイテクノロジー専門学校	S0591	S0592			
	大阪保健福祉専門学校	S0311		S0313		S0314(通信) S0316(夜間)
	大阪Y M C A 国際専門学校			S1183		
兵 庫 県	神戸医療福祉専門学校須磨校		S0352			
	神戸医療福祉専門学校中央校		S0802			S0806(夜間)
	播磨保健福祉学院				Y0057(通信)	
岡 山 県	旭川荘厚生専門学院 吉井川キャンパス					S1145(昼間)
広 島 県	I W A D 環境福祉専門学校			S1243		S1246(夜間)

(注) 現在は指定科目を履修できない学校も含まれています。

※ 受験申込区分によって、学校コードが異なります。

都道府県	学 校 名	区分1 4 年 制 専門学校 ↓	区分2 3 年制短大等 +実務1年 ↓	区分3 2 年制短大等 +実務2年 ↓	区分4 短期養成施設 ↓ 一般養成施設 ↓
広島県	広島医療保健専門学校				S1157(通信) S1154(通信) S1155(昼間)
	広島福祉専門学校				S0417(通信)
山口県	山口福祉専門学校				S0468(昼間) S0465(昼間)
	Y I C看護福祉専門学校		S0452		
香川県	専門学校穴吹パティシエ 福祉カレッジ				S1387(通信) S1384(通信)
愛媛県	河原医療福祉専門学校		S0472		
	四国中央医療福祉総合学院				S1477(通信) S1474(通信)
福岡県	I L P お茶の水医療福祉専門学校		S0512	S0513	
	麻生医療福祉専門学校福岡校		S0492		S0497(通信) S0494(通信) S0495(昼間)
	アーバン医療福祉専門学校		S0872		
	F・Cフチガミ医療福祉専門学校		S0532	S0533	S0539(夜間) S0536(夜間)
	専門学校共生館 国際福祉医療カレッジ				S0817(通信)
	福岡中央医療福祉専門学校				S0448(昼間) S0445(昼間)
佐賀県	九州医療専門学校				S0547(通信) S0544(通信) S0545(昼間)
熊本県	熊本社会福祉専門学校		S0552		
	熊本Y M C A 学院		S1192		S1197(通信)
大分県	智泉福祉製菓専門学校				S0628(昼間) S0625(昼間)
宮崎県	宮崎医療福祉専門学校				S0745(昼間)
	宮崎保健福祉専門学校				S1005(昼間)
鹿児島県	城西プロフェッショナル・ カレッジ				S0755(昼間)
沖縄県	沖縄福祉保育専門学校				S1747(通信)
上記に学校名がない場合		T9999			

(注) 現在は指定科目を履修できない学校も含まれています。

3 実務経験 区分2・区分3

短期大学等で指定科目を履修して卒業し、精神保健福祉士国家試験を受験するために必要な実務経験「相談援助の業務の範囲」（11ページ「1 受験資格と受験申込区分(1)の 区分2・区分3」に該当する方）は、次の 実務経験コード番号表 の「(2) 施設・職種コード」（23～26ページ）に示した施設（事業）等及び職種（精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行っている方）のとおりです。

【精神保健福祉士法施行規則（平成10年厚生省令第11号）第2条（指定施設の範囲）】（41ページ参照）

相談援助の業務	
(1) 精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行うことであることから、精神保健福祉士の国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験については、次の①から⑤に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね5割以上従事することが要件となります。 ① 精神障害者の相談 精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供 ② 精神障害者に対する助言、指導 精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等について、積極的な提案、誘導 ③ 精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練 社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけるための訓練 ④ 精神障害者に対するその他の援助 精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めるなど、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援 ⑤ 援助を行うための関係者との連絡、調整等 ・ケースカンファレンス等の会議への出席 ・ケース記録等の関係書類の整理 ・職員間の申し送り、連絡、調整 ・関係機関との連絡、調整 (2) 病棟における食事の介助や入浴の介助等の業務は、実務経験としては認められません。 (3) 児童が利用者である施設においては、精神障害がある障害児に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。 ただし、乳児院においては、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務が実務経験の対象となります。乳児に対する相談援助業務は、実務経験の対象とはなりません。	

（注意）上記「3 実務経験」について

受験申込者は、証明権限を有する代表者に実務経験証明書を作成依頼する際に、受験資格、実務経験コード番号表 及び「記入例（36・37ページ）」を示し、記入事項及びコード番号を必ず記入してもらってください。

これに示す施設、職種以外の経験は、実務経験の対象になりません（厚生労働大臣が個別に認める場合を除く）。

実務経験コード番号表

(1) 法人格コード 区分2・区分3

実務経験証明書の「法人格コード」欄には、次のうち該当する「コード」を記入してください。

法人格（運営主体）	コード
国・地方公共団体等の公的機関	0 1
社会福祉法人、（一般・公益）財団・社団法人、宗教法人、独立行政法人、学校法人等の非営利法人	0 2
医療法人等、病院・診療所を開設する法人及び個人	0 3
株式会社、有限会社の営利法人（人材派遣会社はコード0 8）	0 4
特定非営利活動法人（NPO法人）	0 5
生活協同組合、農業協同組合、企業組合等の協同組合	0 6
その他（法人格を持たない任意団体を含む）	0 7
人材派遣会社 ※派遣先である運営主体でも、派遣元である人材派遣会社でも証明可能です。 （運営主体が証明できない場合は、人材派遣会社が証明してください）	0 8

(2) 施設・職種コード 区分2・区分3

次の施設・事業において精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行っている方は、精神保健福祉士の受験に必要な実務経験を有するものと認められます。

実務経験証明書の「施設（事業）等種類」、「職種」及び各「コード」欄には、次のうち該当する「施設（事業）等種類」、「職種」及び各「コード」を記入してください。

実務経験証明書の「職種」欄に記入する職種名は、辞令等で発令されている職種名を記入してください。

施設（事業）等種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)		施設 コード	職種の例・職種コード
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律			
精神科病院		01	・精神科ソーシャルワーカー [01] ・医療ソーシャルワーカー [01] ・看護師 [01] ・臨床心理技術者 [01] ・その他（職種名を記入） [02]
精神保健福祉センター		02	・精神保健福祉相談員 [01] ・社会福祉士 [01] ・精神科ソーシャルワーカー [01] ・心理判定員 [01] ・保健師 [01] ・看護師 [01] ・臨床心理技術者 [01] ・その他（職種名を記入） [02]
児童福祉法			
障害児通所支援事業を行う施設 (児童デイサービスであった期間を含む)	児童発達支援	03	・専任で相談援助業務に従事する職員 (職種名を記入) [02] ・その他（職種名を記入） [02]
	放課後等デイサービス	04	
乳児院		05	・児童指導員 [01] ・保育士 [01] ・児童発達支援管理責任者 [01] ・その他（職種名を記入） [02]
児童養護施設		06	
福祉型障害児入所施設 (知的障害児施設・知的障害児通園施設であった期間を含む)		07	
児童心理治療施設 (旧：情緒障害児短期治療施設)		08	
児童相談所		09	・児童福祉司 [01] ・受付相談員 [01] ・相談員 [01] ・電話相談員 [01] ・児童心理司 [01] ・児童指導員 [01] ・保育士 [01] ・その他（職種名を記入） [02]
母子生活支援施設		10	・母子支援員 [01] ・少年を指導する職員（職種名を記入） [02] ・その他（職種名を記入） [02]
障害児相談支援事業を行う施設		11	・相談支援専門員 [01] ・その他（職種名を記入） [02]
児童自立支援施設		12	・児童自立支援専門員 [01] ・児童生活支援員 [01] ・その他（職種名を記入） [02]

施設（事業）等種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	施設 コード	職種の例・職種コード
児童家庭支援センター	13	・職員（職種名を記入）[02] ・その他（職種名を記入）[02]
地域保健法		
保健所	14	・精神保健福祉相談員 [01] ・社会福祉士 [01]
市町村保健センター	15	・精神科ソーシャルワーカー [01] ・心理判定員 [01] ・保健師 [01] ・看護師 [01] ・臨床心理技術者 [01] ・その他（職種名を記入）[02]
医療法		
病院 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科を広告しているものに限る)	16	・精神科ソーシャルワーカー [01] ・医療ソーシャルワーカー [01]
診療所 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科を広告しているものに限る)	17	・看護師 [01] ・臨床心理技術者 [01] ・その他（職種名を記入）[02]
生活保護法		
救護施設	18	・生活指導員 [01]
更生施設	19	・その他（職種名を記入）[02]
地方自治体		
市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	20	・精神保健福祉相談員 [01] ・社会福祉士 [01]
区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	21	・精神科ソーシャルワーカー [01]
町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署	22	・心理判定員 [01] ・その他（職種名を記入）[02]
社会福祉法		
福祉事務所	23	・査察指導員 [01] ・身体障害者福祉司 [01] ・知的障害者福祉司 [01] ・老人福祉指導主事 [01] ・現業員 [01] ・家庭児童福祉主事 [01] ・専任の家庭相談員 [01] ・面接員に相当する職員 [01] ・婦人相談員 [01] ・母子自立支援員 [01] ・その他（職種名を記入）[02]
市町村社会福祉協議会	24	・福祉活動専門員 [01] ・その他（職種名を記入）[02]
知的障害者福祉法		
知的障害者更生相談所	25	・知的障害者福祉司 [01] ・心理判定員 [01] ・職能判定員 [01] ・ケース・ワーカー [01] ・その他（職種名を記入）[02]

施設（事業）等種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)		施設 コード	職種の例・職種コード
法務省設置法			
保護観察所		26	・社会復帰調整官 [01] ・保護観察官 [01] ・その他（職種名を記入） [02]
障害者の雇用の促進等に関する法律			
広域障害者職業センター		27	・障害者職業カウンセラー [01] ・その他（職種名を記入） [02]
地域障害者職業センター		28	・障害者職業カウンセラー [01] ・職場適応援助者 [01] ・その他（職種名を記入） [02]
障害者就業・生活支援センター		29	・主任就業支援担当者 [01] ・就業支援担当者 [01] ・生活支援担当職員 [01] ・その他（職種名を記入） [02]
更生保護事業法			
更生保護施設		30	・補導主任 [01] ・補導員 [01] ・その他（職種名を記入） [02]
発達障害者支援法			
発達障害者支援センター		31	・相談支援を担当する職員 [01] ・就労支援を担当する職員 [01] ・その他（職種名を記入） [02]
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)			
障害福祉サービス事業	生活介護	32	・生活支援員 [01] ・就労支援員 [01] ・サービス管理責任者 [01] ・その他（職種名を記入） [02]
	自立訓練	33	
	就労移行支援	34	
	就労継続支援	35	
	短期入所	36	・専任で相談援助業務に従事する職員 （職種名を記入） [02] ・その他（職種名を記入） [02]
	重度障害者等包括支援	37	
	共同生活援助 （共同生活介護であった期間を含む）	38	
一般相談支援事業を行う施設 （相談支援事業を行う施設であった期間を含む）		39	・相談支援専門員 [01] ・その他（職種名を記入） [02]
特定相談支援事業を行う施設 （相談支援事業を行う施設であった期間を含む）		40	
障害者支援施設		41	・生活支援員 [01] ・就労支援員 [01] ・サービス管理責任者 [01] ・その他（職種名を記入） [02]
地域活動支援センター		42	・指導員 [01] ・その他（職種名を記入） [02]
福祉ホーム		43	・管理人 [01] ・その他（職種名を記入） [02]

施設（事業）等種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	施設 コード	職種の例・職種コード
改正前の法律		
精神障害者地域生活援助事業を行う施設	44	・世話人 [01] ・その他（職種名を記入） [02]
精神障害者社会復帰施設	45	・精神障害者社会復帰指導員 [01] ・管理人 [01] ・その他（職種名を記入） [02]
知的障害者援護施設	46	・生活支援員 [01] ・生活指導員 [01] ・その他（職種名を記入） [02]
児童デイサービス	47	・専任で相談援助業務に従事する職員 （職種名を記入） [02] ・その他（職種名を記入） [02]
指定施設に準ずる施設として、厚生労働大臣が定める施設		
精神障害者地域生活支援センター	48	・精神障害者社会復帰指導員 [01] ・その他（職種名を記入） [02]
精神障害者地域移行支援特別対策事業	49	・地域体制整備コーディネーター [01] ・地域移行推進員 [01] ・その他（職種名を記入） [02]
スクールソーシャルワーカー活用事業を行う施設	50	・スクールソーシャルワーカー [01] ・その他（職種名を記入） [02]
ホームレス自立支援事業を実施する施設	51	・生活相談指導員 [01] ・その他（職種名を記入） [02]
その他厚生労働大臣が個別に認めた施設	99	※ 個別認定にあたっては、別途基準、 申請様式があります。 事前に試験センターへ電話で連絡 してください。

Ⅲ 提出書類と記入要領

1 記入上の注意

受験申込書等提出書類の記入にあたっては、それぞれ記入要領をよく読み、次の事項に注意して正しく記入してください。

【受験申込書等記入上の注意】

- ① 「受験申込書」「受験用写真等確認票」は、機械で読み取ります。書類を折り曲げたり、メモ書き等で汚したりしないでください。
書類の記入にあたっては、書類左上に指定した筆記具を使用してください。
- ② 文字等の訂正をする場合
 - ・HBの鉛筆を使用する書類の場合は、プラスチック消しゴムを使用し、消し残しのないよう完全に消してください。
 - ・ボールペンを使用する書類の場合は、二重線で訂正箇所を消して訂正印を押印し、近くの余白に正しく書き直してください。
- ③ 文字は楷書でていねいに記入し、数字は下記の【数字の書き方のポイント】を参照して正確に記入してください。

【数字の書き方のポイント】

記入する文字	記入上のポイント	誤読されやすい形	記入する文字	記入上のポイント	誤読されやすい形
0	線を確実につなぐ	○ U (英)	5	縦線を突き出す	5 6 (数)
	突き出さない	○ 6 (数)		横線は突き出さない	5 ち (かな)
	輪を大きく	○ 1, 6 (数)		横線は水平に	5 S (英)
	円にしない	○ ロ (カナ)		湾は大きく	5 ト (カナ)
	飾りをつけない	○ 6, 9 (数)			
1	垂直にまっすぐ	1 / ,) (記)	6	線を長く	6 0 (数)
	余分な飾りはいらない	1 I (英)		丸はつなぐ	6 し (かな)
	長すぎず、小さすぎない	1 ' , " (記)		輪は大きく	6 1 (数)
	はねない	1 レ (カナ)		線は突き出さない	6 D (英)
2	下の横線は真横、水平	2 N (英)	7	カギをつける	7 フ (カナ)
	ループをつくらない	2 Q (英)		カギは垂直に	7 ク (カナ)
	横線を右斜にはねない	2 レ (カナ)		余分な飾りをつけない	7 ヌ (カナ)
	湾は深く、まるく	2 L (英)		脚は垂直に	7 ワ (カナ)
3	中央部を突き出す	3) (記)	8	線を確実につなぐ	8 S (英)
	くぼみをはっきりつける	3 ヨ (カナ)		ループを大きく	8 9 (数)
	湾は深く、まるく	3 5 (数)		交点をX字形に	8 B (英)
	輪をつくらない	8 8 (数)			
	斜めにたおさない	3 ア (カナ)			
4	輪をつくらない	4 9, 6 (数)	9	輪はつなぐ	9 4 (数)
	角をはっきりつける	4 K, X (英)		縦線は長くのばす	9 0 (数)
	間隔をあける	4 L (英)		輪は縦線の左に	9 P (英)
	線は十分長く	4 + (記)		輪をつぶさない	9 7 (数)
	角を突き出さない	4 A (英)			

2 提出書類と記入要領

(1) すべての受験申込者が提出するもの

① 受験申込書

記入例

使用する筆記具		HBの鉛筆		第20回精神保健福祉士国家試験受験申込書		記入方法「受験の手引」参照ページ 28・29ページ		
フリガナ	フク	シ	アイ	※ 整理番号				
氏名	福 士		愛		この欄には記入しないでください。			
生年月日	☐ 昭和 ☒ 平成	07 年 10 月 01 日		性別	☐ 男 ☒ 女			
郵便番号	150-0002	本籍地	東京	都道府県	東京都	本籍地コード	13	
フリガナ	トウキョウ		シブヤクシブヤ		〇〇マンション			
現住所	東京		渋谷区渋谷 1-5-6		〇〇マンション〇号室			
電話番号	03-0000-0000		携帯電話番号	090-0000-0000				
希望試験地	北海道	宮城県	東京都	愛知県	大阪府	広島県	福岡県	
受験申込者は、該当する受験申込区分の ☒ をぬりつぶしてください。				申込時の提出書類（受験資格確認書類）				
受験申込区分	☒ 区分1	大学等「指定科目」		受験申込区分ごとに提出書類が異なります。 ※「受験の手引」P 1 参照				
	☐ 区分2	短大等「指定科目」(3年制)+実務経験(1年以上)						
	☐ 区分3	短大等「指定科目」(2年制)+実務経験(2年以上)						
	☐ 区分4	短期養成施設、一般養成施設						
	☐ 区分5	過去に受験票が交付され、受験資格が確定している方						
その他	社会福祉士であって試験科目免除申請	☐ あり ☒ なし	試験科目免除申請をする方は、次のいずれかの証明書の提出が必要 ・社会福祉士登録証の写し ・社会福祉士登録済申出書					
	社会福祉士との同時受験	☐ あり ☒ なし	精神保健福祉士の受験申込書類送付用封筒に社会福祉士受験申込書類を同封					
	障害のある方等の受験上の配慮の希望	☐ あり ☒ なし	別途申請手続きが必要 「受験の手引」P 6 参照					

上記により、精神保健福祉士国家試験の受験を申し込みます。

(以下はボールペンで記入してください。)

平成 29 年 9 月 7 日

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様

氏 名 福 士 愛

◆ HB の鉛筆で記入してください。

※ボールペンで記入した場合で、記入した内容に誤りがない場合はそのまま提出してください。誤りがある場合は、修正液等を使用して書き直してください。

◆ すべての項目を記入してください（整理番号を除く）。

◆ 「□」 はぬりつぶしてください（例：□⇒■）。

新字体と旧字体等の違い（例：渡辺／渡邊）はどちらの字を用いても構いません。
なお、受験票は新字体で作成される場合があります。

①

〔日本国籍を有しない方で通称名（日本名）をお持ちの場合は、住民票に記載されている「氏名」または「通称名（日本名）」のいずれかを記入してください。〕

※ 国家試験合格後、登録の際は、住民票に記載されている氏名または氏名と通称名（日本名）の併記のいずれかでの登録となります。通称名（日本名）のみの登録はできません。

②

数字は2ケタで記入してください（例：「1」⇒「01」）

③

本籍地コードは、右側の本籍地コードを参照してください。

外国の国籍の場合、本籍地欄には住民票に記載されている国籍を記入し、本籍地コードは「48」と記入してください。

④

受験票及び試験の結果通知等は、すべて現住所に郵送します。

記入が不正確だと、郵便物が届かず受験できなくなる場合があります。

⑤

該当する区分をよく確認し、□をぬりつぶしてください。

過去に受験票が交付され、受験資格が確定している方は、**区分5**の申込区分□だけをぬりつぶしてください。

⑥

「社会福祉士であって試験科目免除申請」を希望する場合は、「あり」の□をぬりつぶしてください。

この欄の「なし」をぬりつぶした場合、または、どちらもぬりつぶしていない場合は、「試験科目の免除」は行われません（6ページ参照）。

⑦

「社会福祉士国家試験との同時受験」をする場合は、「あり」の□をぬりつぶしてください。

この欄の「なし」をぬりつぶした場合、または、どちらもぬりつぶしていない場合は、「同時受験」とはなりません。

なお、社会福祉士国家試験を同時に受験する場合には、別途、社会福祉士国家試験の受験申込書類の同封が必要です（5ページ参照）。

⑧

「障害のある方等の受験上の配慮を希望」する場合は、「あり」の□をぬりつぶしてください。

この欄の「なし」をぬりつぶした場合、または、どちらもぬりつぶしていない場合は、「受験上の配慮」は行われません。

受験上の配慮を希望する方は、別途申請が必要です（6ページ参照）。

② 受験手数料振替払込受付証明書貼付用紙

受験手数料は、指定の5連式払込用紙（3種類のうち、該当するいずれか一つ）を使用して払い込み、その右端の「振替払込受付証明書（お客さま用）」を「受験手数料振替払込受付証明書貼付用紙」に全面のり付けして貼り付けてください（コピー不可）。

※ 受験手数料の払い込みについて

受験種類	払込金額	注 意 事 項
精神一般受験者 (共通科目+精神専門科目)	17,610円	① 受験手数料は、社会保健福祉士との同時受験の有無、共通科目免除申請の有無によって金額が異なります。よく確認のうえ、払い込んでください。 ② 払い込みは、10月6日（金）までの収納印（日附印）のあるものに限り受け付けます。 ③ 必ず「金融機関の窓口」でお支払いください。 ④ 払い込みの際に必要な「手数料」は、払込者負担となります。 ⑤ 払込者（「ご依頼人」欄）は、受験申込者本人の氏名を記入してください。 ⑥ 試験センターから領収書は発行しません（「振替払込請求書兼受領書」（本人控え用）が領収書です）。 ⑦ 受験申込書の受付後は、受験手数料は返還できません（「精神保健福祉士法」第9条の規定による）。
精神・社会同時受験者 (社会福祉士と同時受験) ※ 別途、社会福祉士受験手数料13,980円が必要となります。	14,160円	
精神共通科目免除受験者 (精神専門科目のみ受験)	14,080円	

【記入例】

記入方法 参照ページ 30・31ページ
使用する筆記具 ボールペン

第20回精神保健福祉士国家試験
受験手数料振替払込受付証明書貼付用紙

振替払込受付証明書(お客さま用)
(ご依頼人・郵便局・ゆうちょ銀行・銀行・ご依頼人)

001607-512753

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

三葉東京UFJ銀行東京公費部 普通預金 9947934

東京都渋谷区渋谷1-5-6
〇〇マンション〇号室
福士 愛
(電話) 03-0000-0000

日附 29.9.7

(承認番号東証第1945号) (試験センター使用印)

受験申込者氏名 **福士 愛**
日中連絡の
とれる電話番号 **090-0000-0000**

受験手数料

受験種類	払込金額	注 意 事 項
精神一般受験者 (共通科目+精神専門科目)	17,610円	① 受験手数料は、社会福祉士との同時受験の有無、共通科目免除申請の有無によって金額が異なります。よく確認のうえ、払い込んでください。 ② 払い込みは、10月6日(金)までの収納印(日附印)のあるものに限り受け付けます。 ③ 必ず「金融機関の窓口」でお支払いください。 ④ 払い込みの際に必要な「手数料」は、払込者負担となります。 ⑤ 払込者(「ご依頼人」欄)は、受験申込者本人の氏名を記入してください。 ⑥ 試験センターから領収書は発行しません(「振替払込請求書兼受領書」(本人控え用)が領収書です)。 ⑦ 受験申込書の受付後は、受験手数料は返還できません(「精神保健福祉士法」第9条の規定による)。
精神・社会同時受験者 (社会福祉士と同時受験) ※ 別途、社会福祉士受験手数料13,980円が必要となります。	14,160円	
精神共通科目免除受験者 (精神専門科目のみ受験)	14,080円	

「振替払込受付証明書貼付用紙」に全面のり付け

（間違えて本人控え用の「振替払込請求書兼受領証」を貼り付けた場合でも受け付けます。）

（3種類のうち、いずれか一つ）

・ゆうちょ銀行（郵便局）、その他の金融機関で払い込み後の日附印が押印されているか確認してください。

・「振替払込受付証明書」のコピーは受け付けません。

【記入例】

3種類のうち、該当するいずれか一つを使用し払い込む。

本人控え用		センター提出用	
(精一) 精神一般受験者用 (払込期限 平成29年10月6日(金)まで(厳守)) ※ 必ず各金融機関の窓口で払い込みを行ってください。 (払込方法は「受験の手引」30～31ページ参照) 払込金額 17,610 円			
払込取扱票 (振込通知書) 00 東京 払込取扱票 (振込通知書) 001607 512753 金額 17610 円 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター 三愛東京UFJ銀行東京公務部 普通預金 0047934 郵便番号150-0002 電話番号 03-0000-0000 東京都渋谷区渋谷1-5-6 〇〇マンション〇号室 住所 フラッシュアイ 福士 愛 氏名 〇払込期限 平成29年10月6日(金)まで(厳守) ※ 受験を申し込む方が使用する払込用紙です。 (内訳) 受験手数料 17,610円 〇金額の訂正はできません。 裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号東京5079号) これより下部には何も記入しないでください。	払込票 001607 512753 金額 17610 円 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター 三愛東京UFJ銀行東京公務部 普通預金 0047934 郵便番号150-0002 電話番号 03-0000-0000 東京都渋谷区渋谷1-5-6 〇〇マンション〇号室 住所 フラッシュアイ 福士 愛 氏名 〇払込期限 平成29年10月6日(金)まで(厳守) ※ 受験を申し込む方が使用する払込用紙です。 (内訳) 受験手数料 17,610円 〇金額の訂正はできません。 裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号東京5079号) これより下部には何も記入しないでください。	払込金受入票 (振込依頼書) 001607 512753 金額 17610 円 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター 三愛東京UFJ銀行東京公務部 普通預金 0047934 郵便番号150-0002 電話番号 03-0000-0000 東京都渋谷区渋谷1-5-6 〇〇マンション〇号室 住所 フラッシュアイ 福士 愛 氏名 〇払込期限 平成29年10月6日(金)まで(厳守) ※ 受験を申し込む方が使用する払込用紙です。 (内訳) 受験手数料 17,610円 〇金額の訂正はできません。 裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号東京5079号) これより下部には何も記入しないでください。	振替払込請求書兼受領証 (振込金(手数料)受領書) 001607 512753 金額 17610 円 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター 三愛東京UFJ銀行東京公務部 普通預金 0047934 郵便番号150-0002 電話番号 03-0000-0000 東京都渋谷区渋谷1-5-6 〇〇マンション〇号室 住所 フラッシュアイ 福士 愛 氏名 〇払込期限 平成29年10月6日(金)まで(厳守) ※ 受験を申し込む方が使用する払込用紙です。 (内訳) 受験手数料 17,610円 〇金額の訂正はできません。 裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号東京5079号) これより下部には何も記入しないでください。
(精二) 精神・社会同時受験者用 (払込期限 平成29年10月6日(金)まで(厳守)) ※ 必ず各金融機関の窓口で払い込みを行ってください。 (払込方法は「受験の手引」30～31ページ参照) 払込金額 14,160 円 払い込み前に、必ずご確認ください。 ※ 14,160円は、精神保健福祉士受験手数料となります。 別途、社会福祉士受験手数料13,980円の払い込みが必要になります。			
払込取扱票 (振込通知書) 00 東京 払込取扱票 (振込通知書) 001708 485351 金額 14160 円 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター 三愛東京UFJ銀行東京公務部 普通預金 0047947 郵便番号150-0002 電話番号 03-0000-0000 東京都渋谷区渋谷1-5-6 〇〇マンション〇号室 住所 フラッシュアイ 福士 愛 氏名 〇払込期限 平成29年10月6日(金)まで(厳守) ※ 受験を申し込む方が使用する払込用紙です。 (内訳) 受験手数料 14,160円 〇金額の訂正はできません。 裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号東京5079号) これより下部には何も記入しないでください。	払込票 001708 485351 金額 14160 円 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター 三愛東京UFJ銀行東京公務部 普通預金 0047947 郵便番号150-0002 電話番号 03-0000-0000 東京都渋谷区渋谷1-5-6 〇〇マンション〇号室 住所 フラッシュアイ 福士 愛 氏名 〇払込期限 平成29年10月6日(金)まで(厳守) ※ 受験を申し込む方が使用する払込用紙です。 (内訳) 受験手数料 14,160円 〇金額の訂正はできません。 裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号東京5079号) これより下部には何も記入しないでください。	払込金受入票 (振込依頼書) 001708 485351 金額 14160 円 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター 三愛東京UFJ銀行東京公務部 普通預金 0047947 郵便番号150-0002 電話番号 03-0000-0000 東京都渋谷区渋谷1-5-6 〇〇マンション〇号室 住所 フラッシュアイ 福士 愛 氏名 〇払込期限 平成29年10月6日(金)まで(厳守) ※ 受験を申し込む方が使用する払込用紙です。 (内訳) 受験手数料 14,160円 〇金額の訂正はできません。 裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号東京5079号) これより下部には何も記入しないでください。	振替払込請求書兼受領証 (振込金(手数料)受領書) 001708 485351 金額 14160 円 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター 三愛東京UFJ銀行東京公務部 普通預金 0047947 郵便番号150-0002 電話番号 03-0000-0000 東京都渋谷区渋谷1-5-6 〇〇マンション〇号室 住所 フラッシュアイ 福士 愛 氏名 〇払込期限 平成29年10月6日(金)まで(厳守) ※ 受験を申し込む方が使用する払込用紙です。 (内訳) 受験手数料 14,160円 〇金額の訂正はできません。 裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号東京5079号) これより下部には何も記入しないでください。
(精三) 精神共通科目免除受験者用 (払込期限 平成29年10月6日(金)まで(厳守)) ※ 必ず各金融機関の窓口で払い込みを行ってください。 (払込方法は「受験の手引」30～31ページ参照) 払込金額 14,080 円 払い込み前に、必ずご確認ください。 ※ 14,080円は、社会福祉士として登録を受けている方 であって、社会福祉士との共通科目を免除して受験する 場合の受験手数料となります。 社会福祉士としての登録が無い場合は、共通科目の免 除はできません。(この払込用紙は使用できません。)			
払込取扱票 (振込通知書) 00 東京 払込取扱票 (振込通知書) 001907 488994 金額 14080 円 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター 三愛東京UFJ銀行東京公務部 普通預金 0047950 郵便番号150-0002 電話番号 03-0000-0000 東京都渋谷区渋谷1-5-6 〇〇マンション〇号室 住所 フラッシュアイ 福士 愛 氏名 〇払込期限 平成29年10月6日(金)まで(厳守) ※ 受験を申し込む方が使用する払込用紙です。 (内訳) 受験手数料 14,080円 〇金額の訂正はできません。 裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号東京5079号) これより下部には何も記入しないでください。	払込票 001907 488994 金額 14080 円 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター 三愛東京UFJ銀行東京公務部 普通預金 0047950 郵便番号150-0002 電話番号 03-0000-0000 東京都渋谷区渋谷1-5-6 〇〇マンション〇号室 住所 フラッシュアイ 福士 愛 氏名 〇払込期限 平成29年10月6日(金)まで(厳守) ※ 受験を申し込む方が使用する払込用紙です。 (内訳) 受験手数料 14,080円 〇金額の訂正はできません。 裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号東京5079号) これより下部には何も記入しないでください。	払込金受入票 (振込依頼書) 001907 488994 金額 14080 円 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター 三愛東京UFJ銀行東京公務部 普通預金 0047950 郵便番号150-0002 電話番号 03-0000-0000 東京都渋谷区渋谷1-5-6 〇〇マンション〇号室 住所 フラッシュアイ 福士 愛 氏名 〇払込期限 平成29年10月6日(金)まで(厳守) ※ 受験を申し込む方が使用する払込用紙です。 (内訳) 受験手数料 14,080円 〇金額の訂正はできません。 裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号東京5079号) これより下部には何も記入しないでください。	振替払込請求書兼受領証 (振込金(手数料)受領書) 001907 488994 金額 14080 円 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター 三愛東京UFJ銀行東京公務部 普通預金 0047950 郵便番号150-0002 電話番号 03-0000-0000 東京都渋谷区渋谷1-5-6 〇〇マンション〇号室 住所 フラッシュアイ 福士 愛 氏名 〇払込期限 平成29年10月6日(金)まで(厳守) ※ 受験を申し込む方が使用する払込用紙です。 (内訳) 受験手数料 14,080円 〇金額の訂正はできません。 裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号東京5079号) これより下部には何も記入しないでください。

③ 受験用写真等確認票

写真貼り付け欄に、顔写真を貼り付けてください。

提出書類は、提出書類チェック表により提出漏れがないか□をぬりつぶしてください。

H Bの鉛筆を使用してください。

※ボールペンで記入してしまった場合。

- ① 内容に誤りがない場合は、そのまま提出してください。
- ② 内容に誤りがある場合は、修正液等を使用して正しく書き直してください。

記入方法 参照ページ	「受験の手引」 32ページ	第20回精神保健福祉士国家試験 受験用写真等確認票		※ 整理番号 この欄には記入しないでください。
使用する 筆記具	H Bの鉛筆	フリガナ 氏 名	フク シ アイ 福 士 愛	生年 月 日
		☐ 昭和 ☒ 平成 7 年 10 月 1 日		

撮影年月 平成 20 年 8 月	写真を貼り付けてください。 以下この欄には記入しないでください。
------------------	--

提出書類チェック表					
該当する区分の□をぬりつぶしてください。					
区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	
大学等 (指定科目)	短大等 (指定科目) (1年以上) +実務経験 (2年以上)	短大等 (指定科目) (2年以上) +実務経験 (1年以上)	一般養成施設 短期養成施設	過去に受験票が交付され、 受験資格が確定している方	↓

手順

A 受験の手引1ページで、受験申込区分を確認する。

B 提出書類を集めてから、このチェック表の□を鉛筆でぬりつぶす。

C 戸籍抄本等、提出する必要がないものは、ぬりつぶしは不要。

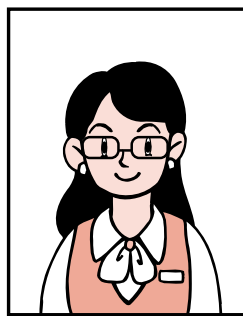
【注意事項】

- 1 写真は、試験当日の本人確認に使用します。写真がない場合、受験の申し込みができません。
- 2 写真は、機械で読み取ります。①～⑥に該当する鮮明な顔写真を貼り付けてください。
 - ① 受験申し込み前6か月以内
 - ② カラー写真、サイズ（縦4.5cm×横3.5cm）
 - ③ 正面を向き、肩から上、脱帽
 - ④ 両目が開いていて、目がはっきりと見える
 - ⑤ 試験中にメガネ（シニアグラスを含む）を着用（一時的着脱を含む）する場合は、メガネを着用
 - ⑥ 写真裏面に氏名を記入

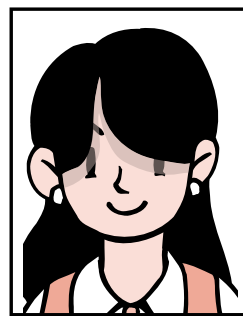
【鮮明でない写真の例】



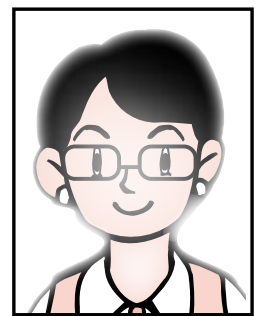
著しく大きい



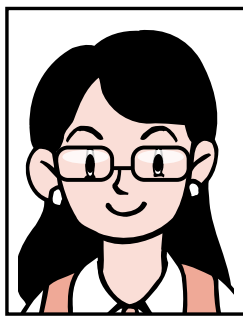
著しく小さい



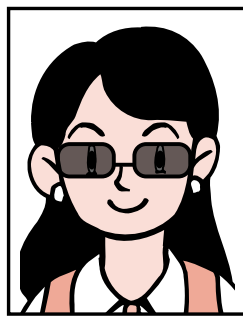
髪が目にかかっている



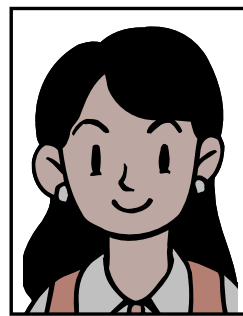
人物と背景の境界が不明瞭



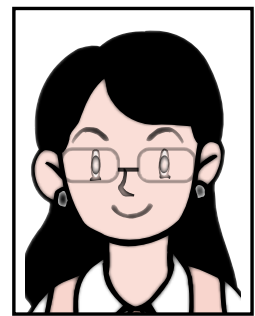
照明がメガネに反射している



濃いメガネ



顔写真に影



ピンボケ

④ 送付用封筒

【注意事項】

- ※ 受験申込書類を送付する際には、不着等の事故を防止するため、必ず「簡易書留」で郵送してください。
簡易書留の控えは、受験票を受け取るまで保管しておいてください。
簡易書留以外の方法で郵送し、不着等の事故が生じた場合には、試験センターでは責任を負いません。
- ※ 受験申し込み後の提出書類のあて先は、9ページ⑦を参照してください。

【記入例】

必ず郵便局の窓口差し出ししてください（5ページ参照）。
切手を貼り付けてください。
必ず郵便局の窓口差し出ししてください。

この郵便番号と「渋谷郵便局留」のあて先は、平成29年9月7日（木）から10月6日（金）までの受験申し込み専用です。

この封筒は受験申し込み時のみ使用可能です。

住所、氏名を正確に記入してください。

150-8681

東京都渋谷郵便局留

公益財団法人
社会福祉振興・試験センター
試験室 御中

第20回精神保健福祉士国家試験受験申込書在中

簡易書留

（注意）平成29年10月6日（金）までの消印のあるものだけに限り受け付けます。

受験申込区分
（該当する区分の□をぬりつぶしてください）

☒ 区分1	大学等 [指定科目]
☐ 区分2	短大等[指定科目]（3年制） + 実務経験（1年以上）
☐ 区分3	短大等[指定科目]（2年制） + 実務経験（2年以上）
☐ 区分4	短期養成施設 一般養成施設
☐ 区分5	過去に受験票が交付され、 受験資格が確定している方

次の項目に該当する場合は、その項目の□をぬりつぶしてください。

社会福祉士であって
試験科目免除申請
☐ あり

社会福祉士国家試験との同時受験
☐ あり

社会福祉士国家試験の受験申込書類をこの封筒に同封して送付してください。

受験申込者氏名 福士 愛
〒150-0002 東京都 渋谷区渋谷1-5-6
住所 ○○マンション○号室

（注意）社会福祉士国家試験を同時に受験する場合は、この封筒に社会福祉士国家試験受験申込書類を同封して送付してください。

※1 この封筒の記入欄、チェック欄及びぬりつぶし部分は、ボールペンで記入してください。
※2 受験申込書を送付する際は、不着等の事故を防止するため、必ず「簡易書留」で郵送してください。
簡易書留の控えは、受験票を受け取るまで保管しておいてください。
簡易書留以外の方法で郵送し、不着等の事故が生じた場合には、試験センターでは責任を負いません。

(2) 区分1・区分2・区分3 の受験申込者が提出するもの

卒業(見込)証明書・指定科目履修(見込)証明書 (指定様式：43～49ページ)

◆本証明書は、受験申込者自身が作成するものではありません。学校長等の証明権限を有する代表者から発行されたものを必ず提出する必要があります。③成績証明書ではありません。

◆入学（編入学を含む）年度により、用紙が異なります。以下の指定様式を使用してください。

平成24年4月入学者から適用の指定科目

- 精神保健福祉援助演習（基礎）を履修した方 → 43ページ
○ 精神保健福祉援助演習（基礎）が免除になる方 → 45ページ

平成21年4月から平成24年3月までの入学者に適用の指定科目 → 47ページ

平成21年3月までの入学者に適用の指定科目 → 49ページ

記入例

平成24年4月入学者から適用の指定科目

区分1・区分2・区分3

精神保健福祉援助演習（基礎）履修者用

第20回精神保健福祉士国家試験

卒業(見込)証明書・精神保健福祉士指定科目履修(見込)証明書

[指定科目] 精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(平成23年文部科学省令・厚生労働省令第3号)

フリガナ	フクシアイ	生年月日	
氏名	福士 愛	昭和	7年10月1日生
学部・学科・コース	社会福祉学部 保健福祉学科	(平成)	
入学年月	平成26年4月	卒業(見込)年月	平成30年3月

指 定 科 目	履修状況	大学等において指定科目を読み替えている開講科目名	読替認定年月日及び番号等
1 人体の構造と機能及び疾病	履修		
2 心理学理論と心理的支援	履修		
3 社会理論と社会システム	履修		
4 現代社会と福祉	履修	社会福祉概論	読替通知の範囲
5 地域福祉の理論と方法	履修		
6 社会保障	履修		
7 低所得者に対する支援と生活保護制度	履修		
8 福祉行政と福祉計画	履修		
9 保健医療サービス	履修	保健医療福祉論	平成〇〇年〇月〇日 読替第〇〇号
10 権利擁護と成年後見制度	履修		
11 障害者に対する支援と障害者自立支援制度	履修		
12 精神疾患とその治療	履修		
13 精神保健の課題と支援	履修		
14 精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）	履修		
15 精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	履修		
16 精神保健福祉の理論と相談援助の展開	履修		
17 精神保健福祉に関する制度とサービス	履修		
18 精神障害者の生活支援システム	履修		
19 精神保健福祉援助演習（基礎）	履修		
20 精神保健福祉援助演習（専門）	履修		
21 精神保健福祉援助実習指導	履修		
22 精神保健福祉援助実習	履修		

- (注) 1 「履修状況」欄は、履修した（履修する見込みを含む）科目の「履修」の文字を○で囲んでください。
履修していない科目は「履修」の文字を二重線で消してください。
2 上記指定科目の「1」については、いずれか1科目を履修してください。
3 「19」及び「20」は、「履修」または「免除」を○で囲んでください。
4 「免除」を○で囲んだ場合は、項目「大学等において指定科目を読み替えている開講科目名」、「読替認定年月日及び番号等」には記入しないでください。

上記の者は、当大学等において、上記指定科目を ☐ 修めて卒業したことを証明します。
☒ 修めて卒業する見込みである
(いずれか該当する方にチェック☑してください)

平成29年9月7日

実習科目について、厚生労働省への確認申請の有無	(有)・無
確認番号	厚生労働省発障 〇〇〇〇第〇〇号
確認年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

所在地 東京都渋谷区渋谷〇-〇-〇

大学等名 渋谷保健福祉大学

大学等代表者氏名 学長 渋谷成子

学校コード番号

〇〇〇〇〇〇

渋谷保健福祉大学
学長之印

受験を申し込む方へ

受験申込書と本証明書の氏名が異なる場合は、戸籍抄本（戸籍の個人事項証明書）を必ず提出してください（1 ページ参照）（※外国の国籍の方は住民票）。

証明書作成時の注意事項

- (1) 証明内容をよく確認し、間違いがないよう作成してください。証明書の記載内容等に不備がある場合は、受験申し込みを受理できません。
- (2) 訂正する場合は、必ず証明権限を有する学校長等の印で訂正してください。修正液等で訂正したものは、証明書として無効です。また、職印を押す前に、必ず証明内容の確認をしてください。
- (3) 証明書は、小封筒に厳封しないでください。

《大学等において、パソコン等により証明書を作成する場合》

- (1) 「履修状況」欄について、履修している科目は「履修」と印字し、履修していない科目は印字しないで空欄として差し支えありません。
※ 「17 精神保健福祉援助演習（基礎）」、実習科目（「19 精神保健福祉援助実習指導」及び「20 精神保健援助実習」）欄は、「履修」または「免除」のいずれかを印字することとして差し支えありません。
- (2) 平成21年3月までの入学者に適用の指定科目の「10 社会保障論、公的扶助論、地域福祉論」及び「11 心理学、社会学、法学」、平成21年4月から平成24年3月までの入学者に適用の指定科目及び平成24年4月入学者から適用の指定科目の「1 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会学理論と社会システム」については、履修している、履修していないにかかわらず、それぞれ3科目分の欄を必ず3行で作成してください。

①

氏 名： フリガナを忘れずに記入してください。
生 年 月 日： 元号を使用してください。（西暦不可）
学部・学科： 在籍する（した）学部・学科の名称を記入してください。

②

年度ではなく、卒業した（または卒業見込の）年月を記入してください。（例えば、来春卒業する方は「平成30年3月」（卒業見込）となります。）また、年号は、元号を使用してください。（西暦不可）

③

履修した、または免除された（見込を含む）科目：「履修」「免除」の文字を○で囲んでください。
履修していない科目、免除されていない科目：「履修」「免除」の文字を二重線で消してください。

④

大学等において開講している科目名の名称等が「指定科目」と異なる場合には、その開講科目名を記入してください。

「指定科目」一科目に対して複数の開講科目で読み替えている場合、対応する科目の枠内に記入してください。

開講科目名が「指定科目」と同一である場合は、この欄には何も記入しません。

開講科目名が異なる場合は、厚生労働省の読替通知「指定科目等の読替の範囲」に定められている科目名と、大学等が個別に厚生労働省の読替認定を受けた科目名に限り、これ以外の場合で、開講科目名が、指定科目と一文字でも異なる場合は、厚生労働省へ個別に科目の読替認定手続きを行う必要があります。

⑤

大学等において、個別に読替認定を受けた科目について、その「読替認定通知の日付及び文書番号」を記入してください。

厚生労働省の読替通知の範囲内の科目名であれば、「読替通知の範囲」と記入してください。

⑥

証明事項の「☐修めて卒業した」「☐修めて卒業する見込みである」は、いずれか該当する方に✓点でチェックしてください。

⑦

証明権限を有する学校長等の印を使用してください。

(3) 区分2・区分3 の受験申込者が提出するもの

実務経験証明書（兼 実務経験見込証明書）（指定様式：51・53ページ）

◆本証明書は、受験申込者自身が作成するものではありません。施設等の証明権限を有する代表者（理事長、施設長等）が作成・証明するものです。

記入例

記入方法 参照ページ	「受験の手引」 36・37ページ
使用する 筆記具	ボールペン

区分 2 ・ 区分 3

精神保健福祉士国家試験 実務経験証明書 (兼 実務経験見込証明書)

①

(証明書作成日) 平成 29 年 9 月 14 日

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様

法人の 名称	医療法人 振興会	法人格コード	03
所在地	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷〇-〇-〇	之理振医 事興法 印長会人	④
電話番号	03 - 3486 - 7521		
代表者	役職 氏名 理事長 青山 花子		
⑤ 証明書作成者	所属・役職等 氏名 総務課主任 広尾 太郎	認印 (広尾)	

次の者は、以下のとおり、精神保健福祉士国家試験の受験資格に係る「精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行っている」実務経験を有する（有する見込みである）ことを証明します。

フリガナ	フクシタロウ	生年月日	
⑥ 氏名	福士 太郎	☐ 昭和 ☒ 平成 5 年 10 月 1 日生	
⑦ 施設・事業所の名称	宮益坂病院		
⑧ 施設(事業)等種類	病院(精神科)	施設コード	16
職 種	精神科ソーシャルワーカー	職種コード	01
⑨ 従業期間	平成 28 年 04 月 01 日から 平成 30 年 03 月 31 日まで		

受験申し込み時に受験に必要な従業期間（3年制短大等卒業者→1年以上、2年制短大等卒業者→2年以上）に満たない者は、必要な従業期間を満たす見込みの日までを記入してください（1日でも不足する場合は、受験資格と認められません）。

- (注) 1 従業期間に見込みの期間が含まれている場合は、従業期間を満たした後、直ちに、実務経験証明書を改めて提出してください（最終提出期限：平成30年4月13日（金）（消印有効））。必要な従業期間を満たした実務経験証明書が期日までに提出されない場合は、受験資格を満たさなかったものとして、試験が無効となります。
- 2 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。修正液等で訂正したものは証明書として無効となります。
- 3 用紙が不足する場合は、コピーした用紙を使用してください。

20

区分2

区分3

Ⅲ 記入要領

受験を申し込む方へ

- (1) 1か所では従業期間が不足する方でも、複数事業所の従業期間を通算（合算）することで受験資格を満たせば受験申し込みができます。
この場合には、実務経験ごとにそれぞれの勤務先で作成された実務経験証明書が必要となります。
- (2) 施設または事業所の廃業等により実務経験証明書の提出が困難な場合には、個別に試験センターへお問い合わせください。
- (3) 証明書の作成者に、必ずこの「受験の手引」の実務経験証明書の作成に必要な部分（受験資格、実務経験コード番号表及びこの証明書の作成要領等）を示してください。
- (4) 受験申込書と実務経験証明書の氏名が異なる場合は、戸籍抄本（戸籍の個人事項証明書）を必ず提出してください（1ページ参照）（※外国の国籍の方は住民票）。

施設または事業所の方へ（証明書作成時の注意事項）

- (1) 実務経験コード番号表（22～26ページ）を参照し、間違いがないよう作成してください。証明書の内容に不備がある場合は、受験申し込みを受理できません。
- (2) 受験申し込み時（証明書作成時）に受験資格に必要な従業期間を満たさない場合は、これを満たす見込みの日までを記入してください（例えば、平成30年3月31日に受験資格を満たす予定がある場合は、平成30年3月31日までの従事予定分を含めた内容の証明書を作成してください）。
実務経験証明書を見込みで作成した場合は、受験資格に必要な従業期間が満たされた時点で直ちに確定した証明書を再交付してください。（最終提出期限：平成30年4月13日（金）（消印有効））
- (3) 訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。修正液等で訂正したものは、証明書として無効です。
- (4) 職印を押す前に、必ず証明内容の確認をしてください。また、この写しを保存してください。
- (5) 不実・錯誤した内容を記載した場合、試験を無効とします（40ページ法第8条参照）。また、証明権限を有する代表者は、そのてん末を報告しなければなりません。

①

忘れずに記入してください。

②

ゴム印可。

※ 自己証明による実務経験証明書は認められません。他の証明権限を有する方に証明してもらう必要があります。

ただし、他に証明権限を有する方がいない場合に限り、自身が代表者であることを証明する書類として、法人の登記簿謄本（登記事項証明書）の原本を、実務経験証明書に添付してください。

③

22ページを参照し、コード（2ケタ）を記入してください。

④

証明権限を有する代表者の職印を使用してください。

個人経営等で職印がない場合に限り、行政等に書類を提出する際に使用する個人印を使用してください。

⑤

実際に当該証明書を作成した方（事務長、事務担当者等）が記名押印してください。

⑥

氏 名：結婚等で現在の姓と異なる場合は、原則として現在の姓を記入してください。

（受験申込書の氏名と異なる場合は、戸籍抄本（戸籍の個人事項証明書）が必要です。）
生年月日：年号の□は、どちらかをぬりつぶしてください。

⑦

受験申込者の所属する施設または事業所名を記入してください。（法人名ではありません。）

⑧

施設（事業）等種類： 具体的な固有名称ではなく、23～26ページを参照し、施設・事業等の種類とコード（2ケタ）を記入してください。

職 種： 23～26ページを参照し、辞令等で発令されている職種名とコード（2ケタ）を記入してください。

⑨

実務経験の対象となった日を算定開始日として記入（年号の□は、どちらかをぬりつぶす）してください。

証明書作成時に受験資格に必要な従業期間を満たさない場合は、満たす予定の日まで記入してください（平成30年3月31日まで算定可能です）。

(4) 区分5 の受験申込者が提出するもの

受験資格確定済申出書 (指定様式55ページ)

過去の試験に受験申し込みを行い受験票が交付され、**区分5** の「対象となる方の条件」に該当する方(12ページ参照)は、指定様式(55ページ)に「過去に交付された受験票」を貼り付けて申し出ることにより、卒業証明書等の証明書の提出に代えることができます。

「受験資格確定済申出書」の作成にあたっては、次の注意事項等を読み、記入例を参考にして記入してください。

【注意事項等】

a 次の方は、この申し出はできません。

- ① 「5年以上の実務経験者で、厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者」(法附則第2条)の受験資格で受験票の交付を受けた方(第5回試験(平成15年3月)で終了)
- ② 過去に受験資格見込みで受験票を交付された方で、その後受験資格が確定した証明書を提出していない方

確定した証明書を提出したかどうかの確認や受験番号の照会には応じられません。

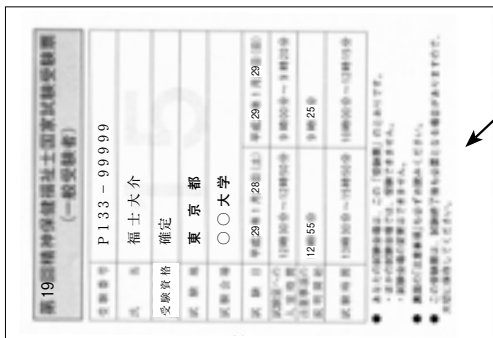
b 過去に受験した方であっても、改めて「受験申込書」等を提出する必要があります。

c 今回の受験申込書と「受験資格確定済申出書」に貼り付けした受験票等の氏名が異なっている受験申込者は、戸籍抄本(戸籍の個人事項証明書)を必ず添付してください(※外国の国籍の方は、住民票)。

d 過去の受験票(または結果通知)を紛失した場合は、氏名、生年月日を記入すれば受験票等を貼り付ける必要はありません。

【記入例】

申請書を作成した日付を記入してください。

記入方法 参照ページ	「受験の手引」 38ページ	第20回精神保健福祉士国家試験	区分 5
使用する筆記具	ボールペン		
受験資格確定済申出書			
※ この「受験資格確定済申出書」のみの提出では、受験申し込みできません。受験申込書等の書類の提出が必要です(必要書類については、1ページ参照)。			
私は、過去に行われた精神保健福祉士国家試験において、受験資格が確定しています。つきましては、第20回の精神保健福祉士国家試験の申し込みをするにあたり、受験資格に係る証明書に代えて受験票を提出することを申し出ます。 平成 29 年 9 月 24 日 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様			
過去の試験で交付された受験票に記載された氏名等	フリガナ 氏 名	フリガナ (姓) 福 士	フリガナ (名) 大 介
	生年月日	昭和 63 年 9 月 1 日	
※ 「5年以上の実務経験者で、厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者」(法附則第2条)の受験資格で受験票の交付を受けた方(第5回試験(平成15年3月)で終了)は、この申し出はできません。			
※ 受験票等を紛失した場合は、貼り付ける必要はありません。 ※ 「精神保健福祉士国家試験」と「社会福祉士国家試験」を同時に受験した方が今回も同時に受験する場合は、「社会福祉士国家試験」の受験申込書類に受験票を貼り付けてください。この場合は、「社会福祉士」と「精神保健福祉士」の両方の受験申込書類に、それぞれの申出書を提出する必要があります。 ※ 氏名に変更があった受験申込者は、受験票に記載された変更前の氏名を記入し、戸籍抄本(戸籍の個人事項証明書)を必ず一緒に提出してください(※外国の国籍の方は、住民票)。住所に変更があっても、受験申込書に現住所を記入すれば、変更手続きは必要ありません。			
【受験票貼付欄】 過去の精神保健福祉士国家試験受験票(結果通知でも可)を試験実施回と受験番号がおもてになるように貼り付けてください。			
			

必ず、受験票等に記載された氏名、生年月日を記入してください。

受験票(結果通知でも可)を受験番号がおもてになるように貼り付けてください。受験票を紛失した場合は、貼り付ける必要はありません。

IV 資料

精神保健福祉士国家試験関係法令

○ 「精神保健福祉士法」(平成9年法律第131号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「精神保健福祉士」とは、第二十八条の登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十六項に規定する地域相談支援をいう。第四十一条第一項において同じ。）の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うこと（以下「相談援助」という。）を業とする者をいう。

(試験)

第五条 試験は、精神保健福祉士として必要な知識及び技能について行う。

(受験資格)

第七条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。以下この条において同じ。）において文部科学省令・厚生労働省令で定める精神障害者の保健及び福祉に関する科目（以下この条において「指定科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者
- 二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目（以下この条において「基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「精神保健福祉士短期養成施設等」という。）において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 三 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「精神保健福祉士一般養成施設等」という。）において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 四 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）において指定科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、厚生労働省令で定める施設（以下この条において「指定施設」という。）において一年以上相談援助の業務に従事したもの
- 五 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士短期養成施設等において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 六 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 七 学校教育法に基づく短期大学において指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したもの
- 八 学校教育法に基づく短期大学において基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士短期養成施設等において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 九 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 十 指定施設において四年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した者
- 十一 社会福祉士であって、精神保健福祉士短期養成施設等において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

（試験の無効等）

第八条 厚生労働大臣は、試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができないものとすることができる。

（受験手数料）

第九条 試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。

（規定の適用等）

第十五条 指定試験機関が試験事務を行う場合における第八条第一項及び第九条第一項の規定の適用については、第八条第一項中「厚生労働大臣」とあり、及び第九条第一項中「国」とあるのは、「指定試験機関」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用する第九条第一項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

（登録）

第二十八条 精神保健福祉士となる資格を有する者が精神保健福祉士となるには、精神保健福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

附 則

（受験資格の特例）

第二条 この法律の施行の際現に病院、診療所その他厚生労働省令で定める施設において相談援助を業として行っている者であって、次の各号のいずれにも該当するに至ったものは、平成十五年三月三十一日までは、第七条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

一 厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者

二 病院、診療所その他厚生労働省令で定める施設において、相談援助を五年以上業として行った者

【精神保健福祉士法施行令（平成10年政令第5号）（抄）】**（受験手数料）**

第二条 法第九条第一項の受験手数料の額は、一万七千六百十円（法第二十七条の規定に基づく厚生労働省令の規定により精神保健福祉士試験の科目を免除する場合その他厚生労働省令で定める場合には、一万七千六百十円を超えない範囲内において実費を勘案して厚生労働省令で定める額）とする。

【精神保健福祉士法施行規則（平成10年厚生省令11号）（抄）】**（令第二条の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める額）**

第七条の二 精神保健福祉士法施行令（平成十年政令第五号。次項において「令」という。）第二条の厚生労働省令で定める場合は、社会福祉士試験を受けようとする者が同時に精神保健福祉士試験を受けようとする場合とする。

2 令第二条の厚生労働省令で定める額は、第六条の規定により精神保健福祉士試験の科目を免除された場合にあっては一万四千八十円とし、前項に規定する場合にあっては一万四千六百十円とする。

○「精神保健福祉士法施行規則」(平成10年厚生省令11号)(抄)

(指定施設の範囲)

第二条 法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 精神科病院
- 二 市役所、区役所又は町村役場（精神障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）に対してサービスを提供する部署に限る。）
- 三 地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）に規定する保健所又は市町村保健センター
- 四 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行うものに限る。）又は障害児相談支援事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 五 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院又は診療所（精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る。）
- 六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）に規定する精神保健福祉センター
- 七 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する救護施設又は更生施設（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 八 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所又は市町村社会福祉協議会（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 九 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者更生相談所（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 十 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 十一 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）に規定する保護観察所又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に規定する更生保護施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 十二 発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）に規定する発達障害者支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 十三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行うものに限る。）、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 十四 前各号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が定める施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）

○「精神保健福祉士法施行規則第二条第十四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設」(平成23年厚生労働省告示第277号)

- 一 精神障害者地域生活支援センター
- 二 精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、医療、福祉等の支援を行うという観点から、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進する事業を実施する施設
- 三 いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する事業を実施する施設
- 四 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年法律第百五号）に規定するホームレス自立支援事業を実施する施設
- 五 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が認める施設

○「精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第一項第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業」（平成10年厚生省告示10号）

- 一 精神科病院
- 二 市役所、区役所又は町村役場（精神障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）に対してサービスを提供する部署に限る。）
- 三 地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）に規定する保健所又は市町村保健センター
- 四 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行うものに限る。）を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 五 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院又は診療所（精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る。）
- 六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）に規定する精神保健福祉センター
- 七 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する救護施設又は更生施設（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 八 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 九 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者更生相談所（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 十 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 十一 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）に規定する保護観察所又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に規定する更生保護施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 十二 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年法律第百五号）に規定するホームレス自立支援事業を実施する施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 十三 発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）に規定する発達障害者支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 十四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行うものに限る。）、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 十五 前各号に掲げる施設又は事業に準ずる施設又は事業として厚生労働大臣が認めるもの

第20回精神保健福祉士国家試験

卒業（見込）証明書・精神保健福祉士指定科目履修（見込）証明書

【指定科目】精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成23年文部科学省令・厚生労働省令第3号）

フリガナ				生 年 月 日
氏 名				昭和 年 月 日生
学部・学科・コース				平成 年 月 日生
入 学 年 月	平成 年 月	卒業（見込）年月	平成 年 月	

指 定 科 目		履修状況	大学等において指定科目を読み替えている開講科目名	読替認定年月日及び番号等
1	人体の構造と機能及び疾病	履修		
	心理学理論と心理的支援	履修		
	社会理論と社会システム	履修		
2	現代社会と福祉	履修		
3	地域福祉の理論と方法	履修		
4	社会保障	履修		
5	低所得者に対する支援と生活保護制度	履修		
6	福祉行財政と福祉計画	履修		
7	保健医療サービス	履修		
8	権利擁護と成年後見制度	履修		
9	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	履修		
10	精神疾患とその治療	履修		
11	精神保健の課題と支援	履修		
12	精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）	履修		
13	精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	履修		
14	精神保健福祉の理論と相談援助の展開	履修		
15	精神保健福祉に関する制度とサービス	履修		
16	精神障害者の生活支援システム	履修		
17	精神保健福祉援助演習（基礎）	履修		
18	精神保健福祉援助演習（専門）	履修		
19	精神保健福祉援助実習指導	履修 免除		
20	精神保健福祉援助実習	履修 免除		

- （注）1 「履修状況」欄は、履修した（履修する見込みを含む）科目の「履修」の文字を○で囲んでください。
履修していない科目は「履修」の文字を二重線で消してください。
2 上記指定科目の「1」については、いずれか1科目を履修してください。
3 「19」及び「20」は、「履修」または「免除」を○で囲んでください。
4 「免除」を○で囲んだ場合は、項目「大学等において指定科目を読み替えている開講科目名」、「読替認定年月日及び番号等」には記入しないでください。

上記の者は、当大学等において、上記指定科目を ☐ 修めて卒業したことを証明します。
☐ 修めて卒業する見込みである
（いずれか該当する方にチェック☑してください）

平成 年 月 日

所 在 地

実習科目について、厚生労働省への確認申請の有無	有 ・ 無
確 認 番 号	
確 認 年 月 日	

大学等名

大学等代表者氏名

学校コード番号

印

卒業（見込）証明書・精神保健福祉士指定科目履修（見込）証明書

【指定科目】精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成23年文部科学省令・厚生労働省令第3号）

フリガナ	生 年 月 日		
氏 名	昭和 年 月 日 生		
学部・学科・コース	平成 年 月 日 生		
入 学 年 月	平成 年 月	卒業（見込）年月	平成 年 月

指 定 科 目	履修状況	大学等において指定科目を読み替えている開講科目名	読替認定年月日及び番号等
1 人体の構造と機能及び疾病	履修		
心理学理論と心理的支援	履修		
社会理論と社会システム	履修		
2 現代社会と福祉	履修		
3 地域福祉の理論と方法	履修		
4 社会保障	履修		
5 低所得者に対する支援と生活保護制度	履修		
6 福祉行財政と福祉計画	履修		
7 保健医療サービス	履修		
8 権利擁護と成年後見制度	履修		
9 障害者に対する支援と障害者自立支援制度	履修		
10 精神疾患とその治療	履修		
11 精神保健の課題と支援	履修		
12 精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）	履修		
13 精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	履修		
14 精神保健福祉の理論と相談援助の展開	履修		
15 精神保健福祉に関する制度とサービス	履修		
16 精神障害者の生活支援システム	履修		
17 精神保健福祉援助演習（基礎）	免除		
18 精神保健福祉援助演習（専門）	履修		
19 精神保健福祉援助実習指導	履修 免除		
20 精神保健福祉援助実習	履修 免除		

- （注） 1 「履修状況」欄は、履修した（履修する見込みを含む）科目の「履修」の文字を○で囲んでください。
履修していない科目は「履修」の文字を二重線で消してください。
2 上記指定科目の「1」については、いずれか1科目を履修してください。
3 「19」及び「20」は、「履修」または「免除」を○で囲んでください。
4 「免除」を○で囲んだ場合は、項目「大学等において指定科目を読み替えている開講科目名」、「読替認定年月日及び番号等」には記入しないでください。

上記の者は、当大学等において、上記指定科目を ☐ 修めて卒業したことを証明します。
☐ 修めて卒業する見込みである
(いずれか該当する方にチェック☑してください)

平成 年 月 日

所 在 地

実習科目について、厚生労働省への確認申請の有無	有 ・ 無
確 認 番 号	
確 認 年 月 日	

大学等名

大学等代表者氏名

学校コード番号

印

第20回精神保健福祉士国家試験

卒業(見込)証明書・精神保健福祉士指定科目履修(見込)証明書

【指定科目】平成20年厚生労働省告示第307号

フリガナ			生 年 月 日
氏 名			昭和 年 月 日生
学部・学科・コース			平成 年 月 日生
入 学 年 月	平成 年 月	卒業(見込)年月	平成 年 月

指 定 科 目		履修状況	大学等において指定科目を読み替えている開講科目名	読替認定年月日及び番号等
1	人体の構造と機能及び疾病	履修		
	心理学理論と心理的支援	履修		
	社会理論と社会システム	履修		
2	現代社会と福祉	履修		
3	地域福祉の理論と方法	履修		
4	社会保障	履修		
5	低所得者に対する支援と生活保護制度	履修		
6	福祉行財政と福祉計画	履修		
7	保健医療サービス	履修		
8	権利擁護と成年後見制度	履修		
9	精神医学	履修		
10	精神保健学	履修		
11	精神科リハビリテーション学	履修		
12	精神保健福祉論	履修		
13	精神保健福祉援助技術総論	履修		
14	精神保健福祉援助技術各論	履修		
15	精神保健福祉援助演習	履修		
16	精神保健福祉援助実習	履修		

- (注) 1 「履修状況」欄は、履修した(履修する見込みを含む)科目の「履修」の文字を○で囲んでください。
履修していない科目は「履修」の文字を二重線で消してください。
- 2 上記指定科目の「1」については、いずれか1科目を履修してください。

上記の者は、当大学等において、上記指定科目を ☐ 修めて卒業したことを証明します。
☐ 修めて卒業する見込みである
(いずれか該当する方にチェック☑してください)

平成 年 月 日

所在地

大学等名

大学等代表者氏名

印

学校コード番号

--	--	--	--	--

第20回精神保健福祉士国家試験
卒業(見込)証明書・精神保健福祉士指定科目履修(見込)証明書

【指定科目】平成10年厚生省告示第8号

フリガナ			生 年 月 日
氏 名			昭和 年 月 日生
学部・学科・コース			平成 年 月 日生
入 学 年 月	平成 年 月	卒業(見込)年月	平成 年 月

指 定 科 目	履修状況	大学等において指定科目を読み替えている開講科目名	読替認定年月日及び番号等
1 精神医学	履修		
2 精神保健学	履修		
3 精神科リハビリテーション学	履修		
4 精神保健福祉論	履修		
5 精神保健福祉援助技術総論	履修		
6 精神保健福祉援助技術各論	履修		
7 精神保健福祉援助演習	履修		
8 精神保健福祉援助実習	履修		
9 社会福祉原論	履修		
10 社会保障論	履修		
公的扶助論	履修		
地域福祉論	履修		
11 心 理 学	履修		
社 会 学	履修		
法 学	履修		
12 医学一般	履修		

- (注) 1 「履修状況」欄は、履修した(履修する見込みを含む)科目の「履修」の文字を○で囲んでください。
 履修していない科目は「履修」の文字を二重線で消してください。
 2 上記指定科目の「10」「11」については、それぞれいずれか1科目を履修してください。

上記の者は、当大学等において、上記指定科目を ☐ 修 め て 卒 業 し た ことを証明します。
☐ 修めて卒業する見込みである
 (いずれか該当する方にチェック☑してください)

平成 年 月 日

所 在 地

大学等名

大学等代表者氏名

印

学校コード番号

--	--	--	--	--

第20回精神保健福祉士国家試験

受験資格確定済申出書

※ この「受験資格確定済申出書」のみの提出では、受験申し込みできません。受験申込書等の書類の提出が必要です（必要書類については、1 ページ参照）。

私は、過去に行われた精神保健福祉士国家試験において、受験資格が確定しています。つきましては、第20回の精神保健福祉士国家試験の申し込みをするにあたり、受験資格に係る証明書に代えて受験票を提出することを申し出ます。

平成 29 年 月 日

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様

[illegible]

※ 「5年以上の実務経験者で、厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者」(法附則第2条)の受験資格で受験票の交付を受けた方(第5回試験(平成15年3月)で終了)は、この申し出はできません。

- ※ 受験票等を紛失した場合は、貼り付ける必要はありません。
- ※ 「精神保健福祉士国家試験」と「社会福祉士国家試験」を同時に受験した方が今回も同時に受験する場合は、「社会福祉士国家試験」の受験申込書類に受験票を貼り付けてください。
この場合は、「社会福祉士」と「精神保健福祉士」の両方の受験申込書類に、それぞれの申出書を提出する必要があります。
- ※ 氏名に変更があった受験申込者は、受験票に記載された変更前の氏名を記入し、戸籍抄本（戸籍の個人事項証明書）を必ず一緒に提出してください（※外国の国籍の方は、住民票）。
住所に変更があっても、受験申込書に現住所を記入すれば、変更手続きは必要ありません。

【受験票貼付欄】 過去の精神保健福祉士国家試験受験票（結果通知でも可）を試験実施回と受験番号がおもてになるように貼り付けてください。

のりしろ

受験票等を紛失した場合は、貼り付ける必要はありません。

第20回精神保健福祉士国家試験

社会福祉士登録済申出書

(社会福祉士であって試験科目の免除を申請する場合)

次の理由により社会福祉士登録証の写しを提出できないので申し出ます。
社会福祉士登録証が届き次第、直ちに社会福祉士登録証の写しを提出します。

1. 社会福祉士登録申請中
2. 社会福祉士登録事項変更届出中
3. 社会福祉士登録証再交付申請中

(該当する番号を○で囲んでください)

平成29年 月 日

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様

氏 名

第20回精神保健福祉士国家試験
受験申込書記載事項変更届

变更前

平成 年 月 日

各事項を必ず記入してください	申し込み時の氏名	(フリガナ) (姓)	(名)
	生年月日	☐ 昭和 年 月 日 ☐ 平成	
	申し込み時の住所	(フリガナ)	
		〒 - 都道府県	
	電話番号 () 携帯電話番号 ()		
申し込み時の本籍地	都道府県		



変更後

第 20 回 試 験 の 受験票がある場合 (受験番号を記入)		—									
変更のあった事項のみ記入してください	新 氏 名	(フリガナ)									
		(姓)						(名)			
	新 住 所	(フリガナ)									
		〒				—					都 道 府 県
		電話番号 () 携帯電話番号 ()									
新 本 籍 地	都 道 府 県										

※ 裏面の注意事項をお読みください。

【受験申込書記載事項変更届の送付先】

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1-5-6
公益財団法人 社会福祉振興・試験センター 精神係

【受験申込書記載事項変更届を提出する際の注意事項】

- ① この「受験申込書記載事項変更届」は受験申し込み後から、氏名等が変更になった場合に使用してください。
- ② 受験申し込み後から、この「受験申込書記載事項変更届」により氏名等の変更を届け出る場合は、戸籍抄本（戸籍の個人事項証明書等）の同封は必要ありません。
- ③ 提出の際は、封筒に「変更届在中」と記入して簡易書留で送付してください。
- ④ 社会福祉士国家試験を同時に受験する場合は、「第20回精神保健福祉士国家試験受験申込書記載事項変更届」のみを提出してください（「第30回社会福祉士国家試験受験申込書記載事項変更届」は提出する必要はありません）。
- ⑤ 精神保健福祉士国家試験・社会福祉士国家試験と併せて、介護福祉士国家試験を受験する場合は、「介護福祉士国家試験受験の手引」内の「受験申込書記載事項変更届」も提出してください。
- ⑥ 提出された変更届により受験票等の氏名、住所等が変更されるのは、それぞれ次の日までに到着したものまでです。

なお、受験票の氏名等が変更前のままでも試験当日は既に交付された受験票を持参し、解答用紙には変更後の氏名を記入してください。

受験票	:平成29年11月17日(金)着
結果通知	:平成30年 2月16日(金)着

- ⑦ 住所変更の際には、郵便局にも「転居届」を出してください。
「転居届」は郵便局にあります。

個人情報保護

○ 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター（以下「試験センター」という。）は、社会福祉の振興発展に寄与することを目的とする公益法人として、個人情報保護の重要性を十分に認識し、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）をはじめ、関連法令、ガイドライン等を遵守して、保有する個人情報の保護につき、適正に取り扱うとともに、安全管理に的確な措置を講じています。

○ 試験センターが保有する個人情報は、利用目的を特定し、試験センターが行う業務を遂行するために必要な範囲内において使用するものであり、法令に定める場合を除き、他の目的への利用及び第三者に提供することはありません。

なお、試験センターにいただいたお電話については、適切な対応をさせていただくため、録音する場合があります。

○ 詳細はホームページに掲載しています。

<http://www.sssc.or.jp/privacy/>

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1-5-6

（試験案内専用電話） 03（3486）7559（音声及びFAX案内）

（試験室電話） 03（3486）7521（平日9:30～17:00）

（U R L） <http://www.sssc.or.jp/>



電話番号をよくお確かめのうえ、おかけ間違いのないようお願いいたします。

合 格 発 表	結 果 通 知	平成30年3月15日(木) 発送 ○ 合格者には、合格証書及び登録申請書類を送付 ・受験資格見込で受験された方は、受験資格が確定した証明書（卒業証明書、実務経験証明書等）を、平成30年4月13日(金)（消印有効）までに提出してください。 ・受験資格の確定を確認後、合格証書及び登録申請書類を送付します。 ・受験資格の確定を確認できない場合、試験は無効となり結果通知は送付しません。 ○ 不合格者には、その旨を通知 ○ 結果通知に併せて、試験の総得点、各科目群の得点及び無得点科目群などを通知
	厚生労働省 及び 試験センター	平成30年3月15日(木) 14時 合格者の受験番号を掲示
	試験センター URL http://www.sssc.or.jp/ 	平成30年3月15日(木) 14時 合格者の受験番号を掲載 ※ 合格発表直後の時間帯は、ホームページが混み合い繋がりにくくなる場合があります。時間をおいて閲覧してください。

登 録	登 録 の 申 請	登録の申請書を試験センターが受理してから登録証が申請者の手元に届くまで、1か月（3～5月は1か月半）程度かかります。 ※ 登録免許税の納付及び登録手数料の払い込みが必要となります。 ※ 登録申請時に、戸籍抄本（戸籍の個人事項証明書）等が必要となります。
	精神保健福祉士 資 格 取 得	国家試験に合格しても、登録をしなければ「精神保健福祉士」の名称を用いることはできません。

こ ん な と き は ・ ・ ・	受 験 申 込 時	提出書類は？	⇒ P1
		申込区分は？	⇒ P11・12
		学校コードは？	⇒ P15～21
		実務経験コードは？	⇒ P22～26
		受験申込書・受験用写真等確認票をボールペンで書いてしまった	⇒ P29・32
		過去に受験したことがある	⇒ P12
		過去の受験票を紛失した	⇒ P38-d
		社会福祉士と精神保健福祉士の同時受験を申し込みたい	⇒ P5
		社会福祉士登録者で共通科目の免除申請をしたい	⇒ P6
	受 験 申 込 後	試験の日程・時間は？	⇒ P4・5
		受験票が届かない	⇒ P8-④
		卒業（修了）した、実務経験を満たした	⇒ P8-⑤
		氏名・住所が変わった	⇒ P8-⑥
		結果通知が届かない	⇒ P9-⑨
		合格基準・正答は？	⇒ P7
		書類が届いているか確認したい	⇒ P9-⑧